

新北海道史

第一卷
概說

新北海道史

第一卷
概説

昭和五十六年三月十日 印刷
昭和五十六年三月二十日 発行

非売品

編集 北海道

製作 新北海道史
印刷出版共同企業体

凸版印刷株式会社

山藤印刷株式会社

大日本印刷株式会社

い戦闘がかわされた。日本側は義勇隊まで投入して勇敢に戦ったが、兵力・装備で問題にならず、終戦の詔勅によって降伏、武装解除となり、ソ連軍は怒濤のように南下してきた。八月二七日樺太はまったくその制圧下におかれた。

千島方面では終戦放送を聞いた翌日の八月一六日、突然ソ連軍より砲撃を受け、一八日占守島上陸が開始された。守備隊は、漁業関係出稼労働者、婦女子等を大形発動機船で脱出せしめて防戦にあたった。しかし翌日「即時戦闘行動中止」の命を受け、二三日停戦協定が成立し、武器引渡しをおわった。ソ連軍はさらに南下し、その後何らの抵抗なく南千島および色丹島に進み、守備隊の武装解除を終了した。千島列島はまったくソ連軍の占領下におかれたのである。南千島・色丹島の島民たちは七割まで、占領前後わずかな家財道具をまとめ、夜陰にまぎれて小船によって根室地方に脱れ、残った者も占領後強制的に樺太に送られ、本国に送還されたのは二年後であった。

九月二日日本代表は米国軍艦ミズリー艦上で降伏文書に調印し、日本はまったく連合軍の軍政下におかれることになった。ソ連は九月二〇日、南樺太および千島列島、色丹島および歯舞諸島の占領地をソ連領土に編入した。米国とソ連軍の占領区域は、のち米ソの占領軍によりいわゆるマッカーサー・ラインで決められたが、戦争末期南樺太と合体した北海道は宗谷海峡で南樺太とわかれ、国後水道で千島列島と、歯舞水道で歯舞諸島と分離されることになった。

第一〇章 第二次大戦後の混乱から復興へ

一 連合軍の進駐

敗戦後日本を占領統治したのは、ほとんどが米軍であり、日本占領軍はアメリカ政府の任命する最高司令官の指揮下におかれ、事実上アメリカの単独占領であった。またドイツの直接軍政とはちがひ、総司令官は、天皇をふくむ日本政府機構および機関を通して権限を行使する間接統治をおこなった。

しかし、ここにいたるまでには、のちにいわゆる冷戦関係に発展する米・ソの間の緊迫した情勢が反映していた。つまり米軍による単独占領統治か、ソ連を加えた分割占領統治かということである。昭和五一（一九七六）年にアメリカ国立公文書館で、アメリカ軍部の日本分割に関する極秘資料が発見され、NHK取材班がこの計画の全貌を明らかにした。それによれば、討議立案した機関は国務省に属する「戦後計画委員会」であって、昭和一九（一九四四）年五月には、天皇制を残し、日本本土を分割することなく、日本政府の自発性を生かして統一的に統治するという結論を出していた。この国務省案には軍部の同意が必要であったが、軍部での担当機関である統合参謀本部の統合戦争計画委員会では、国民の要望である早期復員と占領経費節減のため、アメリカ、イギリス、

ソ連、中国の四か国で占領する方針を打ち出した。そして、アメリカ軍は本州の中央部、ソ連軍は北海道を中心とする日本の北部、イギリス軍は西部、そして中国軍は四国、東京は四軍の共同という方向で、分割占領地域が固まっていき、昭和二〇年八月十六日、同委員会は、日本占領に関して、「日本および日本領土の最終的占領」と題する日本分割案を作成した。

この案はただちに軍上層部に提出された。

その同じ八月十六日に、スターリンはトルーマンに書簡を送り、北海道の北半分の分割占領を要求してきた。境界線は、東は釧路、西は留萌にいたる線で、両市とも北半分に属するというものであった。トルーマンは日本列島の日本軍隊の降伏は、すべてマッカーサー將軍におこなわせるよう手配してあると拒絶した。これで統合戦争計画委員会の案は、大統領の手に届くまでもなく廃案となった。

日本本土への連合軍の進駐は、昭和二〇年八月二十八日から先遣隊が沖縄から空路、神奈川県厚木飛行場に到着し、主力が八月三〇日から開始した。その後、英軍、オーストラリア軍の兵士も占領任務についた。連合軍総司令官マッカーサー元帥は、九月八日に東京にはいり、一〇月二日に連合軍総司令部(GHQ)を設置し、日本の占領管理を始めた。

北海道への進駐は、一〇月四日、バーネル少将指揮下の米第八軍第九軍団第七七師団の六〇〇〇人が函館港に入港、つづいて五日北海道進駐米軍最高司令官ライダー少将と第七七師団長ブルース少将が部下八〇〇〇人を従えて小樽へ上陸した。そして色内町の三井物産ビルに司令部が設けられ、フライビル・ヒッソン少将が指揮にあ

たった。

札幌へは、車両で札幌国道を通って、その日のうちに進駐した。そしてすぐ、第七七師団司令部が北海道拓殖銀行本店に、第九軍団司令部が札幌通信局に設けられた。さらに道内各地へ、一〇月五日・六日には旭川、そのご室蘭、稚内に進駐し、その総数は昭和二〇年一〇月三〇日現在で二万一六三〇人を数えた。

これにたいしポツダム宣言で「日本国軍隊ハ完全ニ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムヲ得シメラルベシ」と復員を保障された軍隊の解体は、軍人の活ヲ播をおそれて天皇の勅語と勅諭まで発せられたが、さしたる反発もなく順調にすすんだ。

終戦当時の北海道は、第五方面司令部および北部軍管区司令部に属する部隊など一二万余が守備していた。九月三日より復員が始まると貨物列車も動員され、駅頭は国防色の軍隊服、戦闘帽姿の復員兵であふれたが、道内出身者が多かったのではほとんど事故もなく郷里に帰ることができた。

また、戦時中の本道では、労働力を補うために強制的に送りこまれた朝鮮人や国府軍・中共軍の捕虜などが鉱山その他土木建設工事などに多数使役されていた。終戦時には在道中国人は一万五〇〇〇人余、朝鮮



米軍の進駐 <北海道新聞社蔵>

人は従前からの居住者を含めると一〇万七〇〇〇人余に達した。かれらは終戦を知ると未払賃金の支給や待遇改善を要求して立ちあがったが、苛酷な労働を強いられて栄養失調や過労で死んだ者も少なくなかったので、多くは暴動に発展し、社会不安を醸成した。ために道庁では占領軍と連絡をとりつつ送還計画の作成を急ぎ、二〇年一月一日の朝鮮人四七三人、中国人七〇〇人を皮切りに、順次本国に送りかえした。

北海道の占領管理は、当初はマッカーサー元帥のもとに第八軍軍政部（東日本分担）が担当していたが、二一年一月の進駐軍の改編と、軍政団の改組によって、総司令部―第八軍軍政部（横浜）―第九軍団（仙台）―第一地方軍政本部（札幌）という組織となった。

米国政府がマッカーサー元帥に昭和二〇年八月二十九日（九月二日公表）伝えた「降伏後における米国の初期の対日方針」によれば、日本占領軍の対日管理政策の基本は、日本の完全な非軍事化と民主化にあった。政治では、武装解除ならびに軍国主義の抹殺、戦争犯罪人の名指と処刑、個人の自由および民主主義の助長の三部からなり、経済上では、経済上の非軍事化、労働・産業および農業における民主主義的勢力の助長、平和的経済活動の再開、侵略財産の賠償、在外資産の処分および返還などの数節にわたっている。そしてこれらの基本方針にもとづいて、具体的な指令が発せられた。

昭和二〇年一月四日の「政治的・民事的・宗教的自由に対する制限撤廃の覚書」もその中の一つである。これは、天皇に関する自由討議、政治犯釈放、思想警察全廃、内相・特高警察全員の罷免、統制法規廃止などの要求を含むものであった。当時の東久邇宮（稔彦）首相は、この覚書は実行できないとして、総辞職している。だが、

この指令にもとづいて、「治安維持法」、「国防保安法」および特高警察の廃止ならびに政治犯の釈放がおこなわれたのであり、本道の札幌市東苗穂の札幌刑務所では、一〇月七日、思想犯が釈放された。その出獄者数は、思想関係一七人、宗教関係四人、朝鮮独立関係の朝鮮人ら一七人のあわせて三八人であった。その他、網走刑務所でも同様であった。

非軍事化には、民主化方策とも関係があるが、直接的には、戦争責任者としての戦争犯罪人の処刑、戦争協力者の公職追放の二方法があった。公職追放の根拠は、ポツダム宣言にあるが、昭和二十一年一月四日、公職追放の覚書によって、戦争犯罪者・職業軍人・占領地の行政長官をはじめとして、大政翼賛会、在郷軍人会幹部、その他極端な国家主義者や軍国主義者などの旧勢力の追放が指令された。

二三年八月末現在の本道の在住追放覚書該当者は、合計三三三九七人にのぼっている。このため、指導層の交代による再編成がおこなわれ、多くの新人が登場した。

覚書該当者の指定は二三年五月ころまでにいちおう終り、昭和二五年の朝鮮動乱によって占領政策が緩和されるにともない、二五年一〇月に公職追放の一部解除、二六年六月に地方指定該当者の大量解除、同年十一月までに旧職業軍人の追放解除もおこなわれ、二七年四月の講和条約の発効によって追放令は効力を失い、戦前の実力者が復活した。

ソ連の占領下におかれた千島列島および樺太は、二六年九月締結された講和条約において放棄されることとなったが、それと前後して北方領土の復帰を要望する運動がにわかに積極化した。一方ソ連監視船による漁船とく

に貝殻島周辺での昆布漁船の拿捕が頻発し、領土問題とともに漁船員を含む残留抑留者の早期返還、日ソ漁業協定および通商貿易協定の締結と近海漁業の安全操業を求める声が大きくなっていった。そして三一年五月モスクワで日ソ漁業条約ならびに海難救助協定が締結され、一〇月には時の鳩山首相によって日ソ共同宣言が調印された。そのなかで歯舞群島および色丹島は両国平和条約締結後に引き渡すとされたのである。

しかし三五年の改定日米安全保障条約の調印および批准以後、日本政府の領土問題を含む平和条約締結に関する交渉継続を要請にたいし、ソ連政府は、領土問題は解決済との見解を打ち出し、領土問題は、膠着状態に陥ったが、四〇年代に入って復帰運動はいっそう盛んとなり、官民あげて復帰要求の運動は強力に推進されることとなった。この復帰要求の対象としての北方領土の範囲については、国後島・択捉島・歯舞群島・色丹島を日本固有の領土とする見解が主流をしめ、運動の規模も全道的なものから全国的規模へと発展した。

二 地方自治の発足

昭和二十一年九月に、東京都制・府県制・市制・町村制の改正が、戦後ではじめての地方制度改革としておこなわれた。

この第一次地方制度の改正で、北海道の特別制度が廃止され、一般府県と同様に扱われることになった。これまで北海道は、「北海道会法」・「北海道地方費法」の適用をうけ、町村には指定町村制度があった。

昭和二十一年一月三日に「日本国憲法」が公布されると、その第八章に地方自治に関する規定がおかれた。それによると地方公共団体の組織運営については、法律によって定めること、議事機関として地方議会を設置すること、財産管理権・条例制定権などを地方公共団体に付与することであった。憲法の明文のうえに地方自治の基本原則を示したことは画期的なことであった。

そこで憲法が施行される二二年五月までの期間に、あたらしく統一的な「地方自治法」が準備され、四月に公布して、五月三日新憲法とともに施行された。

二二年四月には、新制度による北海道長官・都府県知事・市町村長の公選をはじめ、参議院議員・衆議院議員・都道府県会議員・市町村会議員の選挙があいついでおこなわれた。衆議院議員選挙は中選挙区・単記投票制にあらためられ、参議院議員選挙もあらたに全国区一〇〇人、地方区一五〇人を選挙することになった。地方首長の選挙は、「地方自治法」施行まで北海道庁長官の名を残していたので、民選長官の選出とい



昭和22年の地方選挙（札幌）〈北海道新聞社蔵〉

うかたちをとった。連合軍司令部は、これが日本における最初の国民的選挙であり、世界の注視のもとにおこなわれる日本国民の試練であると声明した。

首長選挙では社会党の全道庁職員組合の委員長田中敏文が決選投票で当選し、初代民選長官となった。その一日あまりのちに「地方自治法」が施行されたので、田中はそのまま初代北海道知事となった。

北海道第二期拓殖計画が昭和二二年度をもって終了し、北海道がまたあらたに開発対象としてとりあげられるとともに、開発行政機構をどう再編するかという問題がおこってきた。それは、戦後になって北海道が地方公共団体となって自治行政が発足し、地域本来の行政を主管することになったため、従来ほとんど国の力で推進してきた開発行政をどのような機関で担当し、また本来の自治行政とどのように調和させるかという問題の表面化であった。

昭和二二年一月の閣議で、政府は林政統一のため、道内国有林の管轄を農林省に移し、また北海道開発を中央の直轄行政とし、内閣に開発庁をおく方針を決定した。これにたいして道側が異議を唱えた結果、林政機構については農林大臣が北海道知事の意向によって開拓に支障のないように措置する方針が示され、一方占領軍の意向により開発庁の設置が見送られ、開発行政および関係予算は各省に分割されることになった。ただ関係各省次官および北海道知事による委員会で総合調整をはかり、現地機構としては北海道庁を活用することになった。

ところが昭和二五年五月には、国の力によって総合開発を推進するために「北海道開発法」が制定公布され、六月に北海道開発庁が設置された。当時の北海道は、開発行政が自治行政との有機的な連関のもとに、北海道主体をおいて進められることを望んだが、二六年六月には「北海道開発法」の一部改正が可決され、北海道開発庁の優先施行機関として、北海道開発局が設置されることになった。これによって開発執行機構は開発庁・開発局と北海道とに分割されることになった。

財政面では、昭和二一年九月に「生活保護法」、二二年三月に「学校教育法」、四月に「地方自治法」、一二月には「警察法」の制定等にもなる新規事務によって地方経費が膨張したのに対処して地方税の改正がおこなわれた。しかしこの税の改正では不十分であった。仕事が増えるのに金がないというのが地方の悩みであった。

昭和二四年になってさらに決定的なことがおこった。それはドッジプランにもとづく国家予算の圧縮である。これによって地方配付税が半減し、国庫補助が削減され、地方財政はいっそう窮乏化した。

このような混乱のなかから、シャープ勧告がうまれた。昭和二五年、この勧告はほぼそのまま実施にうつされ、戦後の自治はここではじめてその財政的な裏づけを得ることとなった。

しかし、いよいよ実施に移された昭和二五年度以降において、地方財政は安定するどころかかえって困難の度を深めた。都道府県でいえば四六団体のうち三六団体までが昭和二七年度において赤字決算におちいっている。北海道財政は、地方財政一般の状態と大同小異であったが、開発度が浅く、行政水準が低いだけに、問題はより深刻であった。決算によって道財政の収支バランスの状況を見ると、二五年度、二六年度では承認許可をとった赤字債によりかろうじて赤字決算を切り抜けた。

いっぽう、二〇年九月の連合軍総司令部の指令により、警察権力の分散と民主化のための警察制度の改革が決

定的となった。

二二年九月、マッカーサー元帥から内閣総理大臣あての書簡がだされ、これを基礎とした「警察法案」が総司令部との間で検討・修正され、一二月に制定公布された。

「警察法」は、わが国初の警察組織法で、(一)警察の責務を、国民の生命・身体・財産の保護、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、公安の維持という警察本来の任務の範囲に厳格に限定したこと、(二)公安委員会制度による民主的警察管理方式を採用したこと、(三)市および人口五〇〇人以上の市街的町村に自治体警察を維持させ、残余の町村は国家地方警察が担当することとし、警察の徹底的な地方分権化を図った。

警察法の施行(二三年三月)に先だって、二二年一月に道内では六四町・二村が自治体警察を維持する町村に決定し、残余の一町・一九六村は国家地方警察が管轄することとなった。公安委員会については、国家地方警察を運営管理する北海道公安委員会と、各自治体警察を管理する各市町村公安委員会の委員(各三人)が選ばれた。

新制度による警察は、多くの問題をかかえていた。自治体における財政負担増は深刻で、組織の細分化により警察力の弱体化は否むべくもなかった。はやくも二四年ごろから自治体警察返上の意見がはじめ、二六年六月の警察法の一部改正、進んでは二七年五月の「町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律」により、本道においても財政上の理由からつぎつぎと町警察が廃止され、国家警察へ編入された。

警察制度改革の一環として消防制度の改革もおこなわれた。新制度の眼目とするところは、警察から消防を完全に分離・独立させ、市町村が独自の責任と体制で遂行する自治体消防への改組であった。市町村はその消防事

務を処理するために、消防本部、消防署、消防団、消防職員および消防団員の訓練機関の全部または一部を設けなければならなかった。これまで所轄警察署がもっていた指揮監督権および責任がすべて市町村長に移ったのである。また本道の消防の元締であった警察部警備課から消防行政がなくなり、かわって道民生部内に消防課が新設された。

朝鮮戦争の勃発を背景に、二五年七月マッカーサー元帥は、警察予備隊設置の指令をだした。これをうけた日本政府は、国会を召集したのでは時機を失すおそれがあるとして、八月一〇日ポツダム政令「警察予備隊令」を公布施行して警察予備隊の設置をさだめた。

マッカーサー書簡によれば、警察予備隊七万五〇〇〇人創設、海上保安庁要員八〇〇〇人増ということであった。募集あるいは仮幹部の任命は国警の手によっておこなわれたが、人事、編成、訓練、管理の実権はすべて米軍の掌中にあった。二五年一月、米軍顧問の勧告により札幌真駒内キャンプ内に札幌管区本部が仮設され、やっと系統的な業務処理ができるようになった。同年一二月には日本全国を四管区に分ち、東北北部三県(青森・岩手・秋田)および北海道を管轄する札幌管区総監を任命する段階までにこぎつけた。「警察予備隊の部隊編成および組織に関する規定」が公布されたのは一二月二九日で、この規定によって札幌管区は第二管区隊の管轄するところと定められた。第二管区隊は二六年五月に編成がととのい、総監部を札幌におき、主力部隊は道東(帯広・美幌)におかれた。

三 経済の民主化

政府は二〇年一月最初の「農地制度改革要綱」を閣議で検討し、一月四日「農地調整法」の改正案として衆議院に提出した。審議は難航し、審議未了に陥りかかったが、一月九日総司令部から「農地改革に関する覚書」が発せられ、これが法案通過の援護となって、改正農地調整法が二月二十九日に公布された。本法には内外の批判がつよく、翌年に、小作料の金納化や農地価格の決定などその一部が施行されたにとどまり、「覚書」にそってふりだしにもどらざるをえなかった。「覚書」は、日本農民の解放をめざし、農村の基本的禍根の排除を求めて、農地改革案を二年三月一五日までに提出するよう指令したものであった。これにたいして政府の対応は、総司令部の意にそわず、二年六月ふたたび勅告がだされた。政府は第二次農地改革法とよばれる「自作農創設特別措置法案」と「農地調整法改正法案」を作成し、総司令部の承認をうけたうえで九月衆議院へ提出した。一〇月二一日両法案は無修正で通過した。

「自作農創設特別措置法」(以下自創法)によれば、保有を認められた在村地主の小作面積は、府県平均一町歩、北海道四町歩と縮小され、自作地も府県平均三町歩、北海道一二町歩以上で「耕作の業務が適正でないもの」は

超過面積を買収しうるとした。該当農地の所有権移転は国家の介入により機械的におこなわれることになり、買収すべき農地の決定は市町村農地委員会がおこない、地主の保有地選択権は否定された。

再改正された「農地調整法」では、改革の実施面で重要な機能をはたす市町村・都道府県農地委員会は公選制となり、小作・地主・自作の各階層別代表制度をとり入れ、その構成は、土地所有者と小作者の数をひとしくするなどの措置を施している。

農地の買収は、その対象が全道で二四万町歩(田六万七三〇〇町歩・畑一七万二七〇〇町歩)と算定され、その約半数は不在地主のものとなされた。買収地主戸数は四万九一〇〇戸ではかに不適正経営戸数が五〇〇〇戸あり、解放小作人は六万戸と見込まれた。買収の実施過程では地主攻勢もあつて順調に進まないこともあり、政府は対日理事会や総司令部の圧力をうけて促進を指示した。結局二七年一月一日までに田六万八九五四町歩・畑二七万八六一八町歩、合計三四万七五七二町歩(地主数六万五七五〇人)が買収され、これに国有財産農地の所管替え・所属替え面積をくわえると三五万九三六八町歩に達した。このうち純小作地面積は三一万五〇〇〇町歩と推定され、二〇年八月一日現在全道小作地面積三四万四〇七八町歩の九二パーセントに相当する。府県とくらべていちじるしく徹底したものであった。売渡しも、買収と同時にあったが、計三五万九三二町歩(うち買収農地の売渡しは三四万一八〇六町歩)に達した。

北海道で特色のあるものにまず牧野の解放がある。民有牧野のうち、開拓用地に移行した一万〇九六七町歩をのぞいて、売渡し面積は、民有・国有合計二〇万二七四九町歩であった。売渡しは二七年三月末までに一八万四

六八一町歩、全体の九一パーセントが完了した。また未墾地の解放は、二二年から二七年までに、民有未墾地買収の総計が二五万八〇六六町歩に達し、国有地からの移管との合計は六九万五八五一町歩に達した。

農地の買収、売渡は「自創法施行令」によって二三年二月三十一日までに完了しなければならなかったが、買収はこの年すでに九〇パーセントも成績をあげていた。しかし総司令部は改革の続行・推進を表明し、さらに二四年一〇月には、農地改革の成果を永久に確保するための立法措置を求めた。そのために国会にかけられた自創法改正案は審議未了となったので、経過措置をへたのち、農地改革の一段落と講和条約の発効を背景に二七年七月一五日従来の調整法・自創法・譲渡令三者の内容を統合するものとして「農地法」が公布された。

連合軍による農業団体改革の要求は、すでに二〇年一二月の「農地改革についての覚書」のなかでだされていた。二二年三月農林省は、「農業協同組合の確立」五項目を返答し、政府の本格的対応がはじまった。政府は農業協同組合法の制定については、二二年三月の方針を第一次案とし、八次案でようやく総司令部の承認を得、二二年八月同法案を国会へ提出した。「農業協同組合法」は一月一九日公布され、二月一五日より施行された。

道内の農協設立は、二三年一月の札幌郡篠路村玉葱農業協同組合を皮切りにぞくぞくとおこなわれ、二三年中にはほとんどの組合の設立が完了し、二四年九月現在、出資組合六七七、組合員数二〇万一六六八人、準組合員数は一万二一一三人で、当時の全道農家戸数は二〇万七五七六戸であった。農業協同組合連合会は、二三年七月中に指導・信用・購買・販売・共済・厚生各農協連合会の設立が認可され発足した。このほか、特殊農協の連合会である酪販連（北海道酪農販売農業協同組合連合会）および開購連（北海道開拓購買農業協同組合連合会）もそれぞれ七

・八月に設立され、さらに規模は小さいが北海道土地改良農協連はか果実・蔬菜・農産加工等の連合会数組合が設立された。また地域別の連合会が、七月から一〇月にかけて、ほぼ支庁区域を単位に一三地区に、名称は大半が生産農業協同組合連合会として設立された。

占領軍の漁業管理政策は、戦前のわが国漁業が帝国主義的海外進出の一翼を担い、かつ構造的に半封建的諸關係を内包していると判断し、また食糧危機に対処するためその増産をはからねばならないとする見解にたって進められた。二〇年九月二七日の「覚書」にもとづくマッカーサーラインの設定は、戦前の五分の一に漁区を制限する厳しい措置であり、千島・樺太ばかりでなく、本道を基地として発展してきた北洋漁場からも閉めだされた。これは食糧の増産とまっごうから対立するためしだいに緩和されたが、北洋漁場の復活は講和条約の締結まで待たねばならなかった。

当初、漁業協同組合を中心とする漁業の再編成をつうじて漁村の民主化をはかるとされた漁業制度改革は、占領軍の方針の後退、国内保守支配者層からの強い反対などのため、紆余曲折をかさね、ようやく昭和二四年二月一五日に新「漁業法」の公布をみた。その骨子とするところは補償金を支払って旧漁業権を完全に消滅させ、新海区ごとに沿岸漁場を再編整理して新漁業権を設定することである。新漁業法の施行にともない本道では四九の海区が告示され、二五年八月一五日漁民の代表である海区調整委員の選挙が各海区ごとに全国一斉におこなわれ、一〇月には知事選任委員（海区に公益委員一名、学識経験者二名）の選挙もおわり、漁場計画をはじめ広範な権限をもち、漁業制度改革の推進機関である海区調整委員会の体制がととのい、二六年一月に道連合海区調整委員

会も発足した。また、適切な補償をおこなう道漁業補償委員が二五年一〇月に、内水面漁場管理委員が一二月に知事により選任され、これらの各委員会によって制度改革が推進された。

漁業制度改革の結果、旧漁業権に対する本道の補償金は五二億円余で、全国の実に二九パーセントにのぼった。また、新漁業権免許の優先順位は、漁業協同組合を第一位、生産組合を第二位としていたにもかかわらず、個人・会社の単独所有を促進する結果におわり、最大件数の定置の場合、本道では個人・会社の単独所有の比率が旧法下の七三パーセントから逆に八〇パーセントに高まった。しかし、改革前の漁業者がそのまま所有権を獲得したのは三七パーセントにすぎず、近世の漁場請負人の系譜をひき、網走近辺に多数の権利を所有していた大阪の藤野が姿を消したように、地主的漁業権者の整理がおこなわれ、自営者免許の原則が貫かれた。

従来、水産団体の頂点にあった中水中央水産業会が二二年一月閉鎖機関に指定され、漁業会も二二年四月制定された「鮮魚介配給規則」により水産物配給統制の独占権を喪失し、各水産団体は混乱の極に達した。そこで政府は、難航している新漁業法と切りはなし、「水産業協同組合法」の制定をはかり、二三年一月一五日公布（二四年二月一五日起施行）した。昭和二二年に道内で水産業会一、製造業会一、特別漁業会二、市町村漁業会一三二を数えた水産業団体法にもとづく団体は、二四年一〇月一四日まで解散し、新しい協同組合に切り替えられることになり、はやくも二四年一〇月一五日には道漁連、道信漁連の誕生をみた。

連合軍の最も力をいれた財閥解体は、八三社におよぶ持株会社の指定とその持株関係の整理というかたちです。すめられ、独占の再発生を防止する「独禁法」が二二年六月に、単独の強大企業による経済力の集中を排除する

「集排法」が同年一二月に成立した。財閥本格的性格を有するものはほぼ解散させられて一応の成果をおさめたが、現業部門を有する会社は「集排法」および「企業再建整備法」により処理され、実施段階にいたって総司令部の対日方針が微妙に変化したため、不徹底におわった。

集排法の適用をうけた会社計三二五社のうち分割再編成指令をうけたのは、電力関係をのぞけばつきよく一社にとどまったが、大建産業をのぞいて一〇社までが北海道に深く関係しており、石炭を中心とする鉱業、製鉄、製紙、麦酒、製罐、製麻など北海道を特色づける産業部門であった。それは、アメリカ側の独占体に関する考えかたが市場占有度を重視し、一方、北海道で発達できた産業が、道内の市場・労働条件から道外市場で独占的地位を確保しうるものに限られていたためである。そのため小資本の酪連を前身とする北酪社や、紡績一〇社に比べて規模の小さい帝国繊維も対象とされたのである。

三井、三菱、井華（昭和二二年一月住友鉱業が商号変更）の三鉱業会社は、いずれも金属鉱業部門と石炭鉱業部門に分け、三井は神岡鉱業を、三菱は太平鉱業を、井華は別子鉱業を分離（分離後、石炭部門は住友石炭鉱業と社名変更）した。本道の金属鉱業に重要な位置を占めてきた住友系の鴻之舞・伊奈牛・国富・余市鉱山は別子鉱業の鴻之舞鉱業所、北見鉱業所、国富鉱業所（余市を含む）として新発足した。

三菱鉱業は炭鉱事業部門を存続会社として、美唄鉄道株式会社を合併し、金属鉱業部門は第二会社として本道の沼ノ上・新下川・寿都等を含む太平鉱業株式会社を設立した。三井鉱山もまた、金属部門を本道の千呂露鉱山を含む神岡鉱業株式会社として分離した。



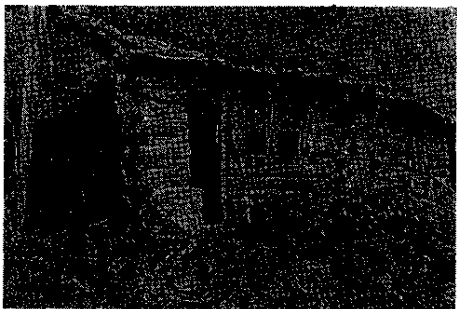
十条製紙 <北海道産>

工業の場合には、日本製鉄が、八幡製鉄と北日本製鉄とに分離し、北日本製鉄はさらに富士製鉄、日鉄汽船、播磨耐火煉瓦の三社に分離した。そのうち富士製鉄は本道の輪西製鉄所と釜石製鉄所、広畑製鉄所、川崎製鋼所を日鉄から継承した。王子製紙は苫小牧工場のみを苫小牧製紙とし、十条製紙、本州製紙の三社分割、旧社解散となった。東洋製糖は北海道製糖を分離独立した。帝国繊維は、帝国製麻、中央繊維、東洋レーヨンの三社に分割された。大日本麦酒は、日本ビール、アサヒビールに分割された。北海道興農公社は、今金、遠軽二工場を明治、森永に譲渡（二五年七月）して、二五年六月に北海道バター（存統会社）と雪印乳業第二会社）の二社に分割された。

四 生産の復興

戦争末期、米軍の空襲により破壊された府県主要都市の戦災者受入れが、北海道側の農業労働力需要とみあつ

て実施され、二〇年七月以降、拓北農兵隊と名づけられた集団疎開者が陸続と渡道入植した。北海道農業の労力不足を補う意味であった。途中で終戦を迎えたが、一〇月末までに三四〇〇戸、一万七〇〇〇人に達した。しかし受入準備不足と、その多くは農業未経験者のため当初から辛酸をなめ、離農率も高く、二六年末には五割近くに達した。戦後この事業を継承して、開拓が政府施策として最初にとりあげられたのは、二〇年一月閣議決定された「緊急開拓事業実施要領」においてである。この「要領」では食糧自給と失業者の帰農をうたっているが、実際は樺太・満州引揚者をふくむ膨大な飢餓人口・失業者人口に当面の食と行き先を与えようとするもので、ある



開拓者の居小屋（滝の上） <足寄町産>

意味では社会不安対策といえるものであった。事業の目標は、(一)開墾面積一五五万町歩（うち北海道七〇万町歩、期間五か年、(二)干拓面積一〇万町歩、期間六か年、(三)土地改良実施面積二一〇万町歩、期間三か年、(四)帰農戸数一〇〇万戸（北海道は二〇万戸）、期間五か年、などであった。北海道の帰農者はすべて集団地入植が予定され、一戸当り経営面積は平均五町歩（農耕地三町五反歩、採草地一町五反歩）とされた。北海道庁は二一年三月「北海道開拓者集団入植設計画」をさだめ、これを骨子として緊急開拓事業を進めた。

しかしこの事業は、敗戦直後の混乱した状況下の事業であったため、その遂行には多くの見込みがいと困難がともなった。そのため農林省は、二二年一〇月あらたに「開拓事業実施要領」を制定して緊急開拓の手直しをはか

った。同要領からは「緊急」の文字は消え、その方針は、国土資源の合理的開発の見地から、土地の農業上の利用増進と、人口収容力の安定的増大を図るというようにかわった。これに依じて、開拓の実施方法もしいだいに実行可能な合理的かつ永続的なものへ改められていった。そのなかでもっとも基本的なものとして、「地区開拓計画」があげられる。

三〇年代にはいって、農林省は農業をとりまく条件の変化に対応して、三三年五月「開拓事業実施要綱」を定め、事業の目標を耕地潰廃への対処、安定自作農の創設、既存農家の経営拡大などにおく、新開拓制度を採用した。さらに三六年には農業構造の改善や自立経営の育成をはかる開拓パイロット事業が実施された。そして四〇年代なかばに、二〇年代の飢饉開墾の時代にくらべその意味を大きくかえ、四半世紀にわたる戦後開拓は終焉を迎えたが、これは北海道にとっては過去一世紀の移住・開拓の歴史を閉じたということでもあった。

二〇年代は、農業に関するすべての条件が最低の状態から、戦前の水準に復帰した再建の時代である。食糧確保のために農家供出、農産物統制はひき続いておこなわれていた。二三、二四年には食糧危機がいちおうおさまり、農村一部の閑景気が急速に下がった。

戦後の農業技術指導体制は、二〇年一月に発足した農林省の技術指導農場の設置(北海道七六か所)、農業技術隣保班の編成、食糧増産実践班の編成、普及宣伝事業の刷新などにあらわれた。このような制度は、二三年四月総司令部の意向により廃止され、これにかわる暫定措置として二三年中には食糧増産技術員(道定員五四二人)の任命などもあり、これらと並行して、二三年七月「農業改良助長法」を制定し、農業改良普及事業を担当する諸機

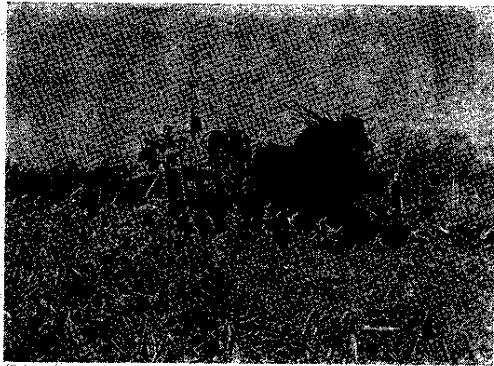
関をつくった。

北海道では、二四年四月から全道二四一地区の農業改良相談所に農業改良普及員三四二人および生活改良普及員四人を、道農業改良課および農業試験場に専門技術員六人を配置して、本格的普及事業を開始した。その特色としては、農民の自主性に期待した教育的性格、青少年クラブ(いわゆる4Hクラブ)活動を重視し、青少年の進歩的活動と科学的研究を助長しようとしたこと、家庭生活面の改善をとくに重視したことなどがあげられる。

二五年に、試験研究の効率的な運用をめざして、全国の農業試験研究機関の整備統合がおこなわれた。北海道では、道所管の北海道農業試験場が、農林省所管の北海道農業試験場(二五年四月設置)と北海道立農業試験場(同一月設置)に分けられた。後者は普及事業に結びついた実用的試験研究をおこなうものとされた。

戦後の土地改良は、北海道土地改良五か年計画(昭和一八年立案)の残程工事と二〇年にはじまった緊急開拓事業に即応して開始された。当初は明渠排水・暗渠排水および客土事業を中心としたが、二四年以降は受益面積と工事費の大きい灌漑排水事業の比重がました。二〇年六月「土地改良法」が公布され、「北海道土功組合法」は廃止された。

地力保全対策のなかで、土層(耕土)改良事業および地力培養事業が有



抜根作業(根剝原野) <北海道産>

力な事業であった。道はまず二三年度に、酸性土壌改良計画を樹立した。特殊土壌の機械による土地改良はきわめて有効で、二六年度からは北海道耕土改良七か年計画が発足している。

漁業は動物性蛋白質資源をもっとも簡単にかつ安価に供給し、食糧危機の打開に資する部門として重視された。そこで総司令部は、管理政策の一部緩和に転じた。これをうけた政府の造船建造計画等は沖合・遠洋漁業の振興をめざし、したがって沖合・遠洋漁業に不可欠な製氷・冷蔵・冷凍施設の拡充に、金融面、資材面で優先措置を講じた。融資種類からみても、大資本ないし中小漁業者の上位層を対象としていたと考えられる。

未開発魚田の開発事業も、千島・樺太引揚者の救済と漁業振興をかねて、二二年より始まった。本道は未開発漁場が豊富に存在しているところから、その開発利用を農林省も計画し、二六年より実施することになった。

生産面における漁業復興政策と平行してとられたものに水産物の統制政策がある。

戦前からの価格、流通（配給）統制にたいしては国民からの不満が強く、政府は二〇年一月に水産物にたいする価格・配給に関する統制の全面的撤廃にふみきった。しかしこれは価格の急騰をよびおこし、出荷配給面でも極度の混乱をまねいて失敗におわり、再度統制に乗りださねばならなかったのである。そこで政府は二一年三月に、「物価統制令」を公布して価格の統制にふみきるとともに、ひきつづき同月に、「水産物統制令」を公布して流通統制も実施することにした。

生産者・消費者からの再度の撤廃要求にたいしても、二二年四月に「鮮魚介配給規則」の公布をもってその要求をしりぞけたが、大衆の購買力の低下と二三年以降の入荷の増大で、二四年一〇月に「生鮮水産物配給規則」

および「加工水産物配給規則」を制定して統制の簡素化をはかった。二五年三月には、ついに水産物の配給・価格の統制は終止符をうった。

以上のように戦後の本道漁業は大きな問題をかかえていたとはいえ、その生産量は急速に回復していった。二〇年に六二万トン、二七年に一一五万トンとほぼ倍増した。伸展のめざましかった魚種は、多く沖合漁業に属する漁法にもとづくものであった。戦後漁業の復興は、漁業の沖合化によってもたらされたといえよう。

敗戦によって、鉱工業の生産も大きな打撃を受けた。資材・労働力不足などで二〇年一月の本道における出炭量は、月産一五万トンにすぎなかった。金属鉱山もやはり活動がにぶり、二四年までは休廃止がつづいた。敗戦によってもっとも打撃を受けた工業部門はまず兵器製造であり、それに主材料を提供していた鉄鋼業であった。北海道でいえば、日本製鋼所室蘭製作所、日本製鉄株式会社輪西製鉄所がそれであった。

北海道は幸い戦災による工場施設の被害が比較的軽微であったため、悪条件下にもかかわらず軽工業を主体に生産を回復できた。

そうした中で経済復興の最重点とされていたのは石炭であり鉄鋼であった。占領軍当局の方針により、日本経済のもつ力をまず石炭に集中して、二二年度三〇〇万トンの出炭を確保し、その増炭分を鉄鋼に重点配炭して、二大基礎産業を相互に「雪だるま」式に増産させ、日本経済を拡大再生産の軌道に乗せようとした。これが傾斜生産方式といわれ、二一年一二月二七日の閣議で決定し、重点産業に産業資金を優先的に融資する目的で復興金融金庫を設けることとした。北海道は石炭生産の大きな担い手であったが、その増産は進み、二六年に一三六八

万トンと、戦時中の一五年から一九年までの時期の一五〇〇万トン台にはおよばないが、それにつぐものとなった。同じく製鉄業も、鉄鋼の生産は二六年から急上昇して、富士鉄では普通鋼鋼塊はこの年七月に創業らしい記録である三六万七〇〇〇トンにおよんだ。

五 労働運動の高揚

戦後労働運動は、占領体制にはいる前に北海道の炭鉱地帯から、しかも中国人・朝鮮人労働者によって始まった。敗戦がかれらを苦役から救出したとき、食糧、衣料、賃金などの面での、ほとんど暴動的行動といえる団結要求行動が、美唄と夕張を中心として全要求をほぼ貫徹して送還されるまで続けられた。

日本人労働者も団結の力を知り、みずからの労働関係とその解放について反省するとともに、それらの動きを目の当りにして労働組合結成の機運が各地で急速に高まった。この時点で総司令部は二〇年一〇月民主化政策の一つとして労働組合の結成を日本政府に指令した。組合の組織化は炭鉱から開始されたが、先頭をきって爆発的な高揚をみせたのは北海道であった。まず二〇年一〇月、三井芦別従業員組合二三〇人が誕生した。これを皮切りに組合の結成が続き、その特徴としては、鉱員・職員混合のヤマゴとに組織されたことがあげられる。二〇年

末には、道内炭鉱の組織率は七七パーセントを記録し、争議も九月の上歌志内鉱ストイゴ頻発しはじめた。やがて二二年二月に北海道炭鉱労働組合（北炭労）へ発展して、三五組合が結集し、ヤマゴとの自然発生から産業界別組合へ前進していった。

大炭鉱から始まった労組の結成は各産業に拡大した。日鉄輪西、北海道配電、北海道庁、国鉄、王子製紙、教員など、二〇年一二月末には本道の労働組合数一〇四と組織人員八万五一五九人（うち炭鉱五万五〇九一人）をかぞえ、東京につぐ第二位となった。二二年一月には北海道労働組合連盟が結成され、これが九月には道産別会議に



復活メーデーの盛観

資料北海道労働運動史 終戦一護和所収

かわった。総同盟北海道地方連合会も二二年二月に結成された。このように労働者の結集が進むうちに、二二年五月一日、第一回復活メーデーがおこなわれた。札幌二万、函館一万、旭川六〇〇〇、釧路三五〇〇人が参加した。当時はデモを規制する法がなかったが、マッカーサー総司令官は、「食糧よこせ」、「石炭よこせ」の民衆デモに禁圧警告を発した。

農民組合の再建は、二〇年一二月に総司令部が「農民解放に関する覚書」を発表したのを契機として、同月札幌で戦後本道最初の農民組織「北海道農村建設連盟」（農建連）が誕生した。翌年二月、旭川に「北海道農民組合連盟」が結成され、貧農・中農・小作農の要

求を中心課題に運動を開始し、のち「日農北海道連合会」(日農北連)となった。二二年六月札幌で農民組織単一化協議会が開かれたが、容共、反共で意見がまとまらず、六月日農北連を除く他団体で「北海道農民同盟」(道農同)が結成され、道内の農民組織は二大別された。その後富農中心の農民同盟は、中農以下の要求を解決できず、日農北連は、農地改革で自作農体制が成立する二五年ごろから運動は停滞していった。

初期労働争議の特徴は、生産管理を代表的闘争形態とする激烈な労働運動となって多発したことである。二〇年一二月、三井美唄炭鉱労組は賃上げ要求から、職責をはたさず逃亡した所長にかわって生産管理に突入した。これは、先例を同年秋の読売争議と京成電鉄に得たもので、戦後本道における最初の本格的労働争議となった。これをきっかけに、生産管理あるいは経営管理が有力な戦術として各地に波及した。なかでも二一年二月の三菱美唄鉱の生産管理は、「人民裁判」をともなう劇的な展開をみせた。吉田内閣は六月、生産管理を所有権侵犯として違法性を強調した声明を発して禁止措置をとったので、ようやく下火となった。

戦後におこなわれたさまざまな労働改革のうち本道にとくに重要な影響を与えたのは、建設労働民主化の占領軍政策であった。職業安定法をはじめ、土建と港湾の下請制を禁じた「コレット旋風」、労働基準法などにより、土建労資慣行は一変し、いわゆる「監獄部屋」といわれた制度は、大きく崩壊せしめられることになった。

生産管理闘争後の運動の方向は経済問題に収束し、経営陣が二一年六月から反撃に転じ、これにたいし労働側も戦線を統一してゼネスト戦術を登場させた。全日本炭鉱労働組合連合会(全炭)道支部は、八月石炭鉱連が決議した平均賃金に反対して、運動は炭鉱ゼネストに発展する様相となった。九月六日からはじまる一〇月闘争は、

電産・放送・映画・帝石・鉄鋼などが、中央情勢に即応して産別ないし大企業連の共闘戦線を拡大し、これを準備した産別会議と九月に結成された道産別会議(一八万人)の指導性がいちだんと高まり、全道約六万人が全炭ゼネストに突入した。

一〇月闘争で、公務員の賃金が民間を下まわり、官公庁労働者の生活危機突破要求が高まり、全道官公共闘が一二月に発足し、年末一七日におこなわれた内閣打倒道民大会デモあたりから各地に共同闘争委員会が広がった。かねて共闘を重ねてきた道産別会議と道総同盟の主張による道最高共同闘争委員会もさきの全道官公共闘と合流し、二二年一月官民労組一体の道共闘(全国労働組合北海道地方共同闘争委員会、三七万人)が結成された。中央指令のもと、一路二・一ゼネストへ直進した。しかし、全国ストはマッカーサー総司令官の禁止指令で、突入寸前に中止された。

戦後労働運動は、二・一ストの挫折ではじめて巨大な壁に直面したため、労働側は、道総同盟と道産別会議が、二・一スト共闘後のメーデーを機に歩みよって、二二年一〇月統一組織として北海道労働組合会議(北労会議)の結成へこぎつけた。しかし結成大会の席で世界労連への加入をめぐる議論が紛糾し、道総同盟が加入を見送るなかで北労会議が発足した。こうした労働組合内部の左右対立は、政党支持問題もからみその後もながく尾をひいた。

物価の高騰、食糧不足の情勢下で、経済闘争が高まり、二二年六月から翌年三月まで、いわゆる全国的な「三月闘争」へと共同闘争は高まりをみせ、占領政策との対抗は顕著になった。産別系の北労会議を基盤とする本道

の「三月闘争」も、左派系の官公労組を柱に燃え上がった。

二三年七月マッカーサー総司令官は芦田首相に書簡を送り、政府はこれを受けて「政令二〇一号」を公布し、現業・非現業を問わず国家ならびに地方公務員の争議行為を全面禁止し、団交範囲を大幅に制限した。これにたいして憲法二八条の労働三権無条件保障の原則に違反するのを避ける代替措置として、国家公務員には人事院（地方公務員は人事委員会）の給与勧告、公共体の労働者には公労委の仲裁裁定制度が定められた。戦後労働運動は、ここからまったく新たな局面に移行した。

同一二月に総司令部は「経済安定九原則」を日本政府に指示し、ドッジ・プランが強行された。大企業は経営合理化、コスト切下げの手段として、大量解雇、工場閉鎖をおこなった。二四年六月におこなわれた「労働組合法」の改正は、労組の勢力と指導部の力を抑制する意図がこめられていた。占領軍の労働組合政策は冷戦体制の激化から日本経済の再建政策推進上、労働組合の力を抑えることに重点が移ったのである。このようなことから戦後急増して二四年六月まで微増した組合数と組合員数が、以後の一年間で全国では約一万人組合、一〇〇万人が減少し、本道でも初めて前年より減少（三三五組合、五万五〇三五人減）に転じ、二四年から二六年の年間争議件数人員が半減した。

北海道の北労会議は、炭鉱労組の自然脱退、二五年には北教組、全通、国労札幌・室蘭があいついで脱退し、衰退していった。

六 社会福祉の充実

北海道ではとくに樺太・千島からの引揚者が多く、戦災者の流入なども加わって生活困窮者がふえ、一般失業者とともにその援護は戦後の新しい課題となった。

二一年九月総司令部の意向にもとづいて「生活保護法」が制定されたが、この法律によって保護の対象は一新し、国民のすべてに拡大されることになり、これまでの方面委員は民生委員と改称され、市町村長の福祉事務の補助機関（二五年の改正で協力機関に変更）となった。

昭和二二年一二月には「児童福祉法」が制定され、二三年一月から施行されることになり、いわゆる特殊児童だけではなく、すべての児童（一八歳未満と妊産婦が対象）の福祉増進をはかることになった。四月には盲聾啞教育の義務制が確立し、道内各地に専門の学校が設けられたが、これには同年九月札幌で開催されたヘレン・ケラー女史の講演会が大きな刺激になったといわれる。

二五年五月に「生活保護法」が全面改訂され、従来の民生委員にかわって専門公務員として社会福祉主事が導入されていた。このほか二四年一二月には一般身体障害者を対象とする理念の確立をみた「身体障害者福祉法」

が、さらには二六年三月には社会福祉事業の具体的、総体的再編成を意図する「社会福祉事業法」が公布されて、社会福祉事業の全分野にわたる共通的基本事項が定められた。なお同法に規定されている北海道社会福祉協議会は、二六年三月二五日に創立総会を開催している。

二五年八月には、北海道青少年問題協議会が設けられた。この目的は、長欠児対策、社会環境の浄化、人権擁護と雇用促進、いわゆる人身売買対策、覚醒剤防止、勤労青少年の保護などにたいする運動であった。さらに更生保護としては、従来の司法保護制度が更生保護制度と改まり、二四年七月「犯罪者予防更生法」が施行されることとなって、北海道地方少年保護委員会など更生保護の国家機関が設置された。

わが国の社会保険は大正一一年に制定された健康保険をもって嚆矢とされるが、戦後、国民健康保険の大半の組合は事業不振に陥り、昭和二三年度には約半数の組合が休廃止の状態になった。昭和二一年社会保険制度調査会が設けられ、翌二二年一〇月社会保険制度要綱を発表した。一方、インフレーションの進行に対応して「社会保険診療報酬支払基金」も昭和二三年に設立をみた。国民健康保険では、昭和二三年に組合にかえて市町村公営の原則をたて、昭和二六年には国民健康保険税の制度を設けて収入の確保を図ることにした。

昭和二三年七月のアメリカ社会保険制度調査団の勧告(ワンデル勧告)にもとづき、昭和二三年一二月、社会保障制度審議会が設置され、昭和二五年一〇月社会保険制度に関する勧告を政府に提出した。これはわが社会保障制度の歴史のうえで特記すべき勧告の一つとされている。

医療衛生面では、医療従事者の養成機関のうち、昭和一四年に北海道帝国大学医学部に付属せられた医学専門

部は昭和二五年に、また昭和二〇年開設せられた道立女子医学専門学校は昭和二六年にそれぞれ廃止になった。後者は昭和二五年四月に道立の札幌医科大学となって、北海道大学医学部とともに医学の高等教育機関となった。衛生行政の基礎を支える研究機関としては、昭和二四年に道立衛生研究所が札幌に設置された。昭和二二年に「保健所法」が全面的に改正され、それまで警察行政の一環としておこなわれた衛生行政が、その本来あるべき姿をとるにいたった。

戦後のおもな伝染病疾患として、まず結核があげられる。昭和二七年まで死因の第一位を占めていたのは結核であったが、その後患者数、死者数ともにいちじるしい減少をみた。発疹チフスは、全国的にみても昭和二一年に最高の患者発生をみたが、昭和二〇年度の北海道の罹患率は全国平均の約一〇倍、昭和二一年度には約二倍であって、終戦直後の混乱がいかに本道においてはなはだしかったかを物語っている。防疫対策の成果がきわめてあざやかに発揮せられた病気で、しらみによって媒介され、きわめて死亡率の高かったこの疾病も、総司令部が強制的なDDT散布によって徹底的にしらみを退治した結果、昭和二五年以降はほとんどその姿を消した。急性灰白髄炎、つまりポリオ、俗に小児まひと呼ばれる本症は、終戦後とくにクロイツアップされた疾患であり、昭和二二年に届出伝染病になった。北海道では終戦後罹患率が一年ごとに高くなり、昭和二四年には人口一〇万に対し一二・〇人となったが、それ以後は減少した。エキノコックス症は、北海道に特徴的な寄生虫性疾患として本道衛生行政上の大きな問題となっている。昭和二二年に礼文島に関係する第一号の患者が報告されていらい、この北の離島が本症の中心的流行地になっている。

七 教育の改革

戦後、文部省はとりあえず戦時体制を解除するとともに、それなりの民主化を推進しはじめ、二〇年八月から九月にかけて学校教練の廃止、戦時教材の訂正・削除等について通達した。教科書については、応急措置として戦時教材、極端な国家主義的教材を切りとり、あるいは墨で抹消したいいわゆる「墨塗り教科書」が使用された。

総司令部の教育改革の基本方針は、同年一〇月から一二月にかけて四つの重要指令(覚書)で日本政府に示された。これらの指令は、軍国主義および極端な国家主義的イデオロギーの普及と軍事教育の禁止、基本的人権の思想の教授および実践の確立奨励、職業軍人・軍国主義者と極端な国家主義者等の教職からの罷免、その他教育改革の素地形成に必要な事項を内容としている。

二一年三月に総司令部の要請で、第一次米国教育使節団が来日し、教育再建の基本方針と諸方策を勧告した報告書を提出した。報告書は自由なカリキュラム(教育課程)の編成、教科書国定制の廃止、公選による教育委員会制度、単線型の六・三制学校体系、男女共学等を骨子としていた。

これに基づいて「教育基本法」が二二年三月に公布された。同法は憲法第二六条の規定にもとづいたもので、

教育の目的については、人格の完成をめざし、平和的な国家・社会の一員としての自覚をもち、自主的精神にみちた、心身ともに健康な国民の育成を期しており、教育行政については、教育権の独立の精神をうたった。

教育基本法と同日に「学校教育法」が公布された。同法で小学校を六年、中学校を三年としてこれまでを義務教育とした。さらに高等学校(原則として三年)・大学(同四年)の単線型学校体系をとった。また教育の機会均等については、いわゆる心身障害者の教育(特殊教育)は都道府県が必要な学校を設置することに定められた。さらに高校には定時制および通信教育、大学には夜間部を設置しうることにした。教員については、教頭がなくなり、上からの規制がこの面で弱められた。

「教育委員会法」が二三年七月に制定、公布され、一月には都道府県の教育委員会が発足した。同法は、戦後教育行政の三原則である民主化、地方分権、一般行政からの独立を骨子としている。教育委員は公選制、原則として文部省の指揮監督をうけない、予算の原案送付権、予算支出命令権をもつなどで三原則がいちおう保障された。さらに教育長の任命で事務処理体制が整備され、実質的に人事を左右した視学が廃止されて指導主事がおかれ、教員の自主性が確保された。しかし実際には、必ずしも理念どおり地方の自主性を貫きえなかった。

昭和二三年一〇月に北海道教育委員の選挙がおこなわれ、一月から北海道教育委員会(道教委)が発足した。最大の難関は六・三制実施のための予算が不足なことであった。各地に完全実施期成会が生まれ、関係機関に陳情運動をせねばならなかった。二六年に北海道学校教育目標を作成し、翌年この目標をもとにして、北海道教育課程教科の目標と学年目標を設定した。地方教育委員会は二七年に設置された。

教育制度の改革が進みはじめたところに、国際関係の変化で占領政策がゆらぎ、それが教育にも大きな影響をおよぼした。二四年八月には第二次米國教育使節団が来日し、報告書を提出した。このなかにはこれまでの大学自治の否定、教員組合への批判、および職業教育と道徳教育の重視がもり込まれ、当時の占領政策にそって作成された。

このような動きが文部省の組合対策に反映しはじめた。第一は給与関係で、いままでの大学と小・中・高校二本建ての給与体系を、二八年に大学・高校・義務教育の三本建てに改めたことである。第二は二九年に「教育二法案」で教員および教員組合の政治活動を大きく制限したことである。

國の教育財政は、六・三制のもとに実施当初きわめて不十分であったため、とくに施設面ではなほだしい苦境に立たされた。ことに財政基盤の脆弱な本道では、それがいちじるしかった。

新義務教育は、戦後の混乱とインフレのなかで、ことに中学校で多くの困難に逢着した。たとえば校舎は二四年四月までに早急に新設しなければならなかった。二部授業、施設の転用、「青空教室」、間借りなどまにあわせたところもあった。また教員も絶対量が不足で無資格教員が多かった。その後も、施設と教員の不足はなかなか解決できなかった。

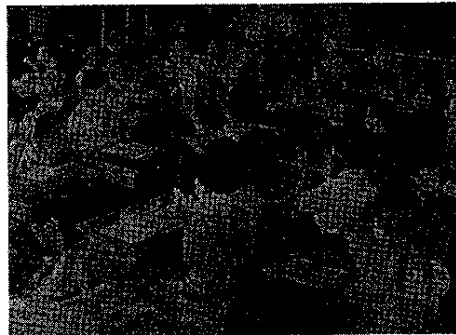
教育課程等については、同年三月に文部省が示した「学習指導要領一般編」(試案)を基準とすることとされた。しかしこれは教師の手引書で、現場では教員が、「地域の社会の特性」と「現実の児童の生活」をふまえた地についた教育をおこなうことが要望された。教育内容の改善に関しては、具体的には社会科の設立とカリキュラム

(教育課程)の編成がその焦点となった。

特殊教育は、学校教育法により、盲者、聾者、精神薄弱者、身体不自由者などの就学義務、および都道府県のための学校・学級の設置義務が規定され、二三年には盲・聾学校への就学義務制が実施された。いわゆる「小さな学校」(へき地校、単複校)の対策については、「へき地教育振興法」が昭和二九年に公布され、國の補助、手当の支給が法制化された。

学校給食については、二二年に総司令部の勸告があり、翌年六月から都市、二三年一月から町村の学校に拡張され、二六年二月から都市の完全給食、夜間の高等学校の給食がはじまった。二九年に「学校給食法」が制定され、給食は学校教育の一環としてとらえられるようになった。

高等学校は昭和二三年度から旧制中学校、すなわち中学校、高等女学校および実業学校等を母体として発足した。その特徴は、学区制、総合制および男女共学であった。昭和二五年に道教委は小学区による通学区域設定、学校の統併合、男女共学の全面实施を主軸とする道立高校の再編をおこない、これによって新教育による学校形態ができた。もう一つの特徴は教科選択制と単位制であった。また高等学校では定時制の設置が認められ、修業年限は一般に三年をこえうるとされ、多くは四



新しい教育がとり入れたホーム・ルーム
札幌北一条中学校 一条の歩み所収

年制をとった。通信教育は、二三年に札幌第一中学校(のち札幌南高校)と北見中学校(北見北斗高校)で開校したが、三〇年からは通信教育のみで高等学校を卒業できることになった。私立学校では、昭和二〇年一〇月の訓令で、課程外で宗教教育をおこなうことを認め、男女共学、学区制等も適用されなかった。二四年制定の「私立学校法」によって、私立学校の設立主体は法人となって一般的に経営に安定性を増した。

大学の再編成は、函館高等水産学校が北大に吸収されて水産学部となり、小樽経済専門学校が小樽商科大学に、帯広農業専門学校が帯広畜産大学に、室蘭工業専門学校が北大土木専門部と合わせて室蘭工業大学になり、師範学校は合体して北海道学芸大学として二四年から札幌・函館・旭川・釧路分校および岩見沢分教場をもって発足した。また女子医専は北海道立医科大学となり、二五年度に発足した。私立大学は、二五年度に短期大学として、藤女子短期大学、天使厚生短期大学、札幌短期大学、酪農学園短期大学、北海短期大学が設立された。二六年度に北星学園女子短期大学、二八年度に北海道自動車短期大学、函館商科短期大学が設立され、また北海短期大学は二七年度に北海学園大学となって四年制大学と短期大学を併置することになった。学部の増設としては、北海道大学(二二年改称)に二二年四月法文学部、二四年に水産学部が設置、教育学部が二五年度に発足した。また同年に法文学部が文学部、法経学部に分離、法経学部はさらに二八年に法学部と経済学部に分離した。これよりさき二五年教養部が設置され、二七年には獣医学部が農学部から分離、独立した。北大以外では小樽商大に短期大学部が併設され、学芸大学の岩見沢分教場が分校に昇格した。

戦後にとくに盛んになった教育活動として、幼稚園と各種学校がある。幼稚園は二二年の「学校教育法」で正規の学校教育機関の最初の段階として規定され、二六年度から急速にふえた。各種学校も二三年以後急増している。

社会教育では、二四年に「社会教育法」が制定されてその基盤が据えられた。さらに同法にもとづいて「図書館法」(二五年)、「博物館法」(二六年)、「青年学級振興法」(二八年)が制定された。公民館も同法に規定され、道内で急速に増加した。道立図書館は分館が設置されて巡回貸出しをおこない、二七年八月から移動図書館を開始するなど、より能動的な社会教育機関として活躍した。博物館も調査研究活動などを目的として定め、二七年に網走市立郷土博物館、釧路市立郷土博物館、函館市立博物館および国立大学の付属施設三館が博物館として登録された。二五年五月に「文化財保護法」が制定され、二八年七月に「北海道文化財保護条例」が制定され、道文化財の指定と保護をおこなった。市町村でもしだいに同様の保護条例が設けられた。

教育関係団体としては、二四年七月に道立教育研究所が設立されたが、支庁区域別、あるいは市町村単位にも教育研究所が設立された。従来からあった父兄会、保護者会が改革の対象となり、アメリカでおこなわれている父母と先生の会(P.T.A)方式が導入された。二一年に道軍政部の指令・指導により、道内小中学校に二二年四月から六月ころにかけて結成された。なお二一年に結成された学校教職員組合である北教組でも、経済的要求などの闘争のみでなく、教育者としての教員の資質向上など、研究体制の強化、研究大会の開催など、文教活動に力を入れ始めた。

八 生活と文化

ソ連の参戦により樺太や千島から危険をおかして渡道してきた多数の人びとを迎え入れたのをはじめ、終戦にともない外地から軍人・一般人が本道に引き揚げてきた。昭和二年六月末現在の道内定着引揚者数は、一般引揚者が樺太からの約一二万六〇〇〇人、満州の五万五〇〇〇人余など二二万六〇〇〇人余、復員者が約六万で、計二八万六〇〇〇人余に達した。

このような人々の急増にもかかわらず、昭和二〇年の大凶作にくわえ、朝鮮米や台湾米の移入が途絶し、消費人口も急増して食糧難は深刻となったが、占領軍の大量の食料放出で危機を脱した。当時北海道は全国一の食糧難に悩み、遅配・欠配が続いた。二二年七月現在、道内消費地の遅配は平均六〇日以上に及んだ。都会地に住む人びとは、リュックザックを背負って農村に買出しに出かけ、衣類などを米麦、野菜と交換した。

二〇年二月一〇日現在の北海道の供出量はわずか一・二パーセントで、深刻な政治問題となった。持永道庁長官は農村の供出督励に回り、米軍までがジープで直接農村に入り込み、「ジープ供出」ということばがうまれた。政府はついに二二年二月一七日に「食糧緊急措置令」を公布して、強制買上げや収用令を発して手持米の差

押え等をおこなった。

供出の事後割当制は二三年の主要食糧から事前割当制に改められ、七月に戦時中の「作付統制令」にかわる「食糧確保臨時措置令」が公布され、これにもとづいて事前割当制度が正式に立法化され、食糧の計画的生産に努めることとなり、供出割当が改善された。食糧の輸入がおこなわれ、国内の農業生産力もようやく回復し、二四年後半から本道の遅欠配も解消して食糧事情が緩和した。二六年には雑穀、二七年には麦がそれぞれ自由販売となり、道民はようやく食糧不安から解放された。

終戦当時は衣料も、戦災による生産の減退、原材料の不足などのために欠乏していたので、どこ家庭でもやりくりしなければならなかった。二二年一〇月からの新衣料切符配給制も、現物の不足で配給は少なかった。二二、三年ころになると中小企業の復活がみられ、大企業の再建気運も高まり、二四年ころになると衣料事情は好

転した。統制もつぎつぎに解除され、二五年九月には登録店制度も普通衣料切符制度も廃止となった。

生鮮食糧品、調味料、ゴム製品、日用品なども、品不足のためきびしい統制下にあった。二一年に「臨時物資需給調整法」を制定し、翌年には「指定物資配給手続規程」を公布して、切符による配給制度も実施された。二三年ころから占領政策の変化によって規制が緩和され、二五年には「臨時物資需給調整法」



買出して満員の列車
〈北海道新聞社蔵〉

以下統制関係の諸法規が廃止され、日常生活を規制していた配給制度から道民はようやく解放されることができた。

終戦直後、引揚者や復員者の受入れによって、住宅難は都市と農村を問わずきわめて深刻で、とくに戦災地においてはなほだしかつた。建設は容易に進まず、衣食住のなかではもっとも復興がおくれた。政府の住宅対策は遅々として進展がみられなかったが、二三年度から国庫補助による勤労者およびその他庶民を対象とした庶民住宅の建設をおこなった。二五年度以降には、「住宅金融公庫法」、「公営住宅法」、その他住宅建設をはかる関係法令、規則を制定して、市町村公共団体をして各種小規模住宅（その後公営集団住宅）の建設推進をはからせた。

電力も生産の復興とともに不足となり、消費規制がおこなわれ、停電が多くなった。昭和二三年度から二四年度にかけての電力事情は最悪で、休電日制、時間停電制、「ローソク送電」などが単一または並用しておこなわれた。電力不足を解消したきめ手となったのは、二六年五月に新発足した北海道電力による電源開発である。とくに十勝川水系然別の一連の水力開発事業で、電源開発会社の糖平開発と並んで救世的存在であった。昭和二八年には全国のトップをきって電力制限が解除された。

石炭の需給逼迫は、食糧問題とともに道民生活の最大脅威となった。一家庭で一冬に四、五トンが必要とするのに、二一、二年はわずかに一トン前後の割当でしかなかった。田中知事の陳情に総司令部は産業用炭第一主義で、欲しければ増産に力を入れると言ってしまうであった。生産拡大のきっかけとなったのは、昭和二一年に発表された年産目標三〇〇〇万トンの傾斜生産方式である。出炭高はしだいに上昇し、二四年八月配炭公団は廃止さ

れ、十数年ぶりで石炭の統制も解除された。

戦後の本道の鉄道交通は、未曾有の混乱と危機にさらされた。戦時中の酷使による機関車の修理、車両の故障、工機部や機関区などの機械および施設の荒廃、鉄道用炭の配炭減などで、列車運行キロ数を大幅に縮減しなければならなかった。札幌間を例にとると、旅客列車は半減したために乗車券の発売を極端に制限され、さいわいに乗車しなくても定員の三倍をつめこみ、旅客列車は常に殺人的混雑ぶり、列車の遅延はあたりまえのことであった。食堂車をはじめ寝台車、一、二等車など当時の優等車は全部米軍に徴用されていた。青函航路の混乱も、まさに途絶す前の状態にあった。ようやく二三年度から輸送力の増強がはかられ、旅客輸送の制限が撤廃された。

衣食住のすべての分野にわたる窮迫のほか、人びとの生活をいっそう圧迫したものは、インフレーションによる一般物価とくに生活必需品の価格暴騰であった。政府は対策として、二二年二月「旧円封鎖・新円切換え」などをおこなう「金融緊急措置令」という金融の非常措置と、新しい物価体系を設定したが、一時的な効果しかなかった。しかし二二年七月再度の新物価体系の策定とその後の生産の回復、輸入物資の増加が物価の上昇をさらに鈍化させた。さらに二四年度のドッジ・ラインによる超均衡予算の編成でデフレ政策を進めたため、さすがにインフレーションも徐々に収束し、物価の沈静をみた。そのかわりに、ドッジ・ラインの規制による一般民間企業の合理化、行政整理などを原因として、本道における失業問題はいっそう深刻化した。道では、機動的、急激の失業対策を講ずるため、二四年四月一日に道失業対策本部を設置している。

戦後は多数の人びとが各種の文化活動に携わるようになった。道内の文化団体数は、昭和二四年五月で調査者



炭鉱労働者による
「炭道文学」

の推定によれば九〇〇前後、二七年には一三三一に増加した。活動の担い手となった勤労者文化サークルは、各分野においてお互いに交流につとめ、各地で文化祭、美術展、演劇祭の開催、「うたごえ運動」をおこない、協議会の結成もみられた。このような勤労者文化運動の高揚のなかで、道の労働行政の一環として二三年一〇月に第一回労働祭が開催されている。

芸術部門間の交流等を目的とする組織の必要性は早くから提唱され、二四年に北海道文化団体連合会が結成されたが、長続きしなかった。道内の都市でも同様の組織が結成され、二四年に小樽文化団体協議会、二三年に釧路総合文化連盟が発足した。また多くの都市で市を単位とした各分野を総合した形での文化祭、芸術祭等がおこなわれた。旭川では二三年から市民文化祭、小樽では二五年から小樽市民文化祭、札幌でも二三年から同様の催しがおこなわれている。

文化賞の設定は、昭和二四年七月、道教委が「北海道文化賞授賞規程」を設け、その範囲を郷土芸能賞、文化賞、美術賞、音楽賞、科学賞、健康地区賞、文化団体賞、文化施設賞と区分した。一〇月末から北海道文化団体連合会等を主催者に加えて第一回北海道文化祭がおこなわれた。翌二五年四月には、前記の授賞範囲区分を廃止して、文化賞および文化奨励賞を個人と団体に贈呈することになった。ほかに全道的な規模の文化賞としては、北海道新聞文化賞がある。昭和二二年に設定され、「社会文化」、「科学技術」、「産業経済」の三部門からなっ

ている。

昭和二〇年九月、連合軍総司令部の二連の覚書によって新聞等の言論の自由が保障された。しかし同時に「プレスコード」(新聞遵則)が定められて、総司令部による検閲がはじまった。検閲は事前検閲であったが、二三年七月には事後検閲に移され、同年一〇月に撤廃された。しかしいわゆる「示唆」、「助言」という形による事実上の命令は、その後も占領期間中はつづいた。また連合軍側の指示により、二一年七月に日本新聞協会が結成され、同月「新聞倫理綱領」が制定された。戦後は一県一社の制限が解かれたため、これまでの「北海道新聞」のほか道内各地に多くの新聞が創刊された。戦後、道内に誕生した新興紙のうちもっとも勢力をのびしたのは「新北海」(二二年)と「夕刊・北海タイムス」(二二年)の合併によって生まれた「北海タイムス」である。二四年九月、新北海新聞社は北海タイムス社を合併し、一〇月に新聞題号を「北海タイムス」と改めた。

放送界は、昭和二五年六月、「電波三法」の施行によって日本放送協会(NHK)が「放送法」にもとづく特殊法人となった。一方放送民主化によって民間放送が誕生した。北海道放送が二六年四月に予備免許を与えられ、二七年三月一〇日にラジオの営業放送を開始した。

出版事業は、一時非常な盛況を示した。それは本州都市と異なって印刷工場がほとんど戦災をうけなかったこと、製紙工場が多くあり、かつ輸送事情の悪化が逆に道内の用紙事情をよくしたこと、中央の出版社の北海道への疎開が相当数あったからである。二〇年七月日本出版協会北海道支部結成当時は一〇社であったが、二年後には一〇七社に激増して、出版される本もこれまでの農業および教育関係にとどまらず、思想、文芸、教養書

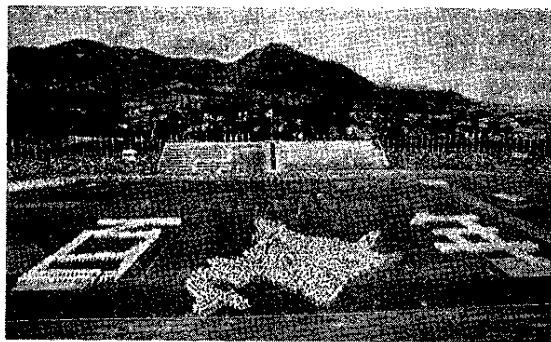
まで広い範囲にわたり、六月には多数の在京文化人を招いて出版祭をおこない氣勢をあげた。しかし中央の出版事情が好転するとともに出版社の引きあげがあいつぎ、二五年末の出版協会員数は五二社に激減、刊行書もふたたび教育、農業関係の比重が増加した。

第二章 総合開発

一 地方自治の再編成

昭和二六年九月八日、日本全権団が米国サンフランシスコのオペラハウスで「講和条約」に調印したことにより、主として冷戦下にあった米ソ間の考え方のちがいがから遅延していた講和問題が一応解決し、翌年四月二八日、「日米安全保障条約」とともに発効した。全面講和にいたることができず、北方領土問題の禍根を残し、また安全保障条約の制約をうけたが、自主的独立が保障され、国際社会に復帰する途が開かれた。しかし、国内政治は対立と混乱をきわめていたし、経済自立の前途はほど遠かった。昭和二七年度から新たに「北海道総合開発第一次五年計画」がはじまったが、第一次五年計画期の道財政は地方自治の強化を推進していくには困難な情勢にあったし、朝鮮戦争の終結による経済の激変、相つぐ冷災害などにみまわれた。

北海道の首長選挙で二二年から四二年までに田中敏文、町村金五がそれぞれ三選し、一二年間の道政を担当した。戦後歴代の五長官が平均五か月たらずの任期で交代していたのに、民選知事はきわめて長期にわたるもので、それだけ道政は一貫性を持ち、また知事の立場や方針が道政に影響する程度も大きくなった。



北海道百年記念祝典 北海道百年記念祝典の記録所収

田中道政の出發は食糧・石炭の欠乏とインフレ下の經濟危機の渦中であつたが、町村道政が出發した三四年は高度成長のはじめにあつてゐた。したがつて企業誘致に關して、田中知事は道の財政投資による道策会社を設立する方式をとらざるをえず、町村知事は國の助成誘導措置の有無がその鍵であつたと述べている。総合開發計画の目標も、第一期と第二期とは大きくかわつた。また田中知事は行政の科學化をとなえ、町村知事は人づくり、青少年の育成に熱意を示し、深い郷土愛と伝統ある開拓者精神の復興ということをししばしば訴えている。四三年には北海道百年記念事業が盛大におこなわれたが、その一環として、百年記念塔・開拓記念館の建設や新北海道史の編纂等がなされた。二七年七月改正の「地方自治法」では、北海道は総務、民生、衛生、商工、農林、労働、土木、建築、開拓の九部をおくこととし、知事は必要によつて部局の數、名稱、分掌事務を条例で

変更できることを定めていた。しかし、しだいに部局増設にたいする規制が強められ、三一年改正によつて指定部局の數をこえて部局を設置する場合には内閣總理大臣(のち自治大臣)との協議を要することになった。このほかにたとえば領土復帰北方漁業対策本部(三一年)のような特殊な機關が設置されているが、これは社會行政の多樣化と行政の綜合化の要請を示すものであつた。支庁制度については、三五年に北海道行政調査委員会が設置され、

本庁を企画庁とし支庁を実施庁とすべきだとする支庁長会の意見をうけて検討がすすめられ、大幅な知事権限の委譲と職員の配置がえが進められた。

二九年は戦後の地方財政の転期をなす年であつた。地方財政の再編成が緒に附いたのである。第一は赤字団体の再建と財政運営の効率化をはかる措置がとられたことである。三〇年十二月に「地方財政再建促進特別措置法」が制定され、財政再建団体にたいして累積赤字を棚上げする財政再建債の發行が認められ、これにたいして利子補給がなされることになった。つぎに、赤字解消策と並行して地方財源の強化措置がとられることになった。当時の知事は、自主再建の道をとつたが、不況のあおりと新規財政需要の増大で、収支均衡の達成目標はくずれてしまつた。三四年に知事が交代して、強く財政の効率的運営がはかられた。經濟の高度成長期にはいつてから、北海道財政は大きく変質した。經費の使途別配分では、經濟成長を社會福祉よりも、すなわち産業基盤整備を生活基盤整備より優先しなければならなかつた。財政収入では、使途規定のある特定財源たる國庫支出金への依存度が大きくなり、使途を規定しない地方交付税への依存度が小さくなり、財政基盤がいつそう脆弱なものになつた。収支バランス(決算)は好況にささえられて三八年度まで黒字を続けた。

二六、七年における占領政策の再検討と講和条約の締結という転換期をむかえて、地方自治の再検討はむしろ戦後改革のゆきすぎを是正し、行政の実状を基礎としてその合理化をはかるという方向に進んだ。このような動きのなかで、とくに大きな意味をもつたのが「町村合併促進法」(二八年)および「新市町村建設促進法」(三一年)である。シャープ勧告のなかに、財政に弾力性をあたえるために、市町村の区域を拡大した方がよいという主張

がおりこまれており、同勧告で設置された地方行政調査委員会議の勧告で「町村合併促進法」が成立をみたのである。同法が施行されていらい。全国的規模で市町村合併が推進された。本道の計画は、二九年九月に決定し、二四九町村から六一町村を減少させ、一八八町村にする予定であった。町村合併の推進にともない、二九年度から三二年度までに三六の新市町村が生まれた。これらの市町村は、人口、面積ともに合併前の二倍以上に拡大した。財政面では、当初赤字をかかえたが、合併の効果と財政的援助などで、単年度赤字をださない健全な財政運営がおこなわれるようになった。

独立を回復すると警察制度の改正も取り上げられたが、二九年二月新たな「警察法」の改正法案が国会に再提出され、院内外の反対のなかでようやく同年六月可決公布、七月施行された。道内の国家地方警察と自治体警察がすべて廃止され、新たな自治体警察である北海道警察として統合発足した。組織としては、道警察を管理する道公安委員会と、その下において方面本部を管理する五方面公安委員会（ともに委員三人をおき、一つの道警本部、五方面本部、六三警察署、所要の派出所・駐在所を設置することとした）。

二七年四月日米安全保障条約が発効すると、政府はこの条約の趣旨にもとづき、警察予備隊と海上保安庁の中にあつた海上警備隊を統合し、保安庁をもうけて陸海一体の防衛体制をとることにした。こうして警察予備隊は、保安隊へと質的変換をとげた。二七年一月には、北海道に、全国最初の方面隊である北部方面隊が創設された。同隊は総監部を札幌におき、北海道、青森、岩手、秋田、宮城各県を含む地域を担当した。二八年四月には、北海道内における部隊配置が整つたので、東北四県は第一管区隊の警備区域に編入され、方面隊は名実ともに北海

道の警備にあたることになった。

二九年三月にわが国と米軍との間に「M S A 武器援助協定」が結ばれ、六月に「防衛二法案」が成立し、保安隊は自衛隊に脱皮した。従来の陸海に航空が加わり、陸海空三自衛隊が発足した。在日米軍の大幅な撤退がはじまり、真駒内、東千歳の米地上部隊は本国に撤収した。二九年六月、北海道には新たに第五管区隊が設置された。米国式編成に準拠した管区隊は日本に適応しないということで、全国を一三個師団をもって防衛しようという構想がとられ、三六年から在道四個師団（第二、第五、第七、第一師団）の態勢がとられることになった。なお防空は、二九年七月に航空自衛隊が発足し、三一年一〇月、千歳に第二航空団が編成された。米軍は逐次北海道から撤収してゆき、その姿をみなくなった。

一一 総合開発計画の推進

第二期拓殖計画は二二年三月で終了したが、その前年の二一年新計画策定のために北海道総合開発調査委員会が設置された。この委員会でもとめられた答申書が、これまでの拓殖計画から総合開発への端緒をひらいたといえる。しかし、開発機構や事業組織の未整備のため、実行に移すことができなかつた。

その後わが国の経済自立を達成するため、国内資源の開発、生産力の増強をはかることが急務となって、二四年三月にこれらの問題を審議するため内閣総理大臣の諮問機関として、北海道総合開発審議会、総合国土開発審議会を内閣に設置することが決定した。この審議会で調査審議が進められて、二四年一〇月に北海道開発法制定の問題について得られた成果を北海道総合開発に関する中間答申として内閣総理大臣に答申した。審議会はただちに「北海道開発法」の実現に努力し、二五年五月に公布（施行六月）をみた。これで戦後の北海道開発の基本路線が敷かれて、中央に北海道開発庁が設置され、翌年七月には現地に開発局が発足した。

審議会の中間答申には、参考として「北海道総合開発基本方針の基礎となるべき構想」が添付されていた。その構想は、北海道総合開発計画（二六年一〇月）にほぼ引きつがれている。この総合開発計画を作成する基礎作業は、北海道が二五年より取り組み、二六年二月、北海道総合開発第一次五年計画道案としてとりまとめられ、北海道総合開発委員会の審議、北海道議会との協議をへて内閣に提出された。北海道開発庁はこれを検討のうえ北海道開発審議会に諮問し、答申をえて二六年一〇月「北海道総合開発計画及び第一次五年実施計画」を決定したのである。閣議決定にはいたらなかったが、二七年より本計画にもとづいて、前期第一次五年計画（二七〜三一年度）が開発公共事業費を中心として実施されることになった。

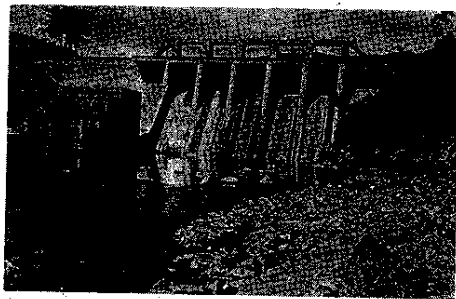
第一次五年計画に引き続いては、第二次五年計画が三三年度から始まったが、両方をあわせて第一期総合開発計画と呼称している。第一期のなかで第一次計画と第二次計画を比較した場合、そのねらいや開発のすめかたにかなり変化がみられる。第一に、第一次は資源開発的性格が強かったが、第二次は資源を活用する工業開

発を中心とする産業振興が柱となっている。第二に、第一次は開拓入植を中心として、食糧増産と人口収容に力点があったが、第二次は第一次産業の生産性向上と経営の安定向上に傾斜していた。第三に、第二次は計画の目標、所要資金などの設定にさいし、国の経済計画をも勘案した。第四に、第二次は地域住民の所得の増大と開発に関連する文化、厚生等の諸施設の整備をとりあげた。第五に、公共投資計画において、第一次では農業部門に最重点があったのにたいし、第二次では、道路、港湾等の産業立地条件の整備に最重点がおかれ、農業部門においては新規開拓より土地改良を重視していることなどがあげられる。要約していえば、第一次の基礎的開発から

第二次の発展促進的開発へと一歩前進したのである。

第一次の主要な事業は層雲峡・上岩松・糠平・足寄など二万キロワット以上の水力発電所の完成、国道三六号線札幌・千歳間の道路改良舗装の完了、石狩大橋などの長大橋の完成、篠津地域泥炭地開発事業、根釧地区機械開墾建設事業（パイロットファーム）の着手などがあつた。第二次では天塩大橋の完成、層雲峡・留辺蘂（大雪国道）の開通、苫小牧港の内港区航路の掘削実施、鉄道の特別急行の開始などがある。

第一期計画は三七年度をもって終了し、第二期が三八年から四五年まで、ついで第三期が四六年から五五年で終了する予定で始まった。第二期の目標は、一つには産業構造の高度化を柱として経済規模を拡大すること、二点目は北海



鷹泊ダム <北海道開発局蔵>

道経済の自律的発展の基礎を固めることであった。施策の基本方針としては、各種産業の積極的開発振興をはかること、および社会資本（産業基盤、社会生活基盤）の積極的充実をはかることであった。主要施策として、大規模草地開発事業の実施、大型魚礁設置事業の開始、苫小牧臨海工業地帯のアルミ精練工業の進出、高速自動車道路の建設着工、苫小牧工業港の工業港区の掘込み開始、釧路西港の着工、青函トンネル本工事の起工式、金山ダム、岩尾内ダムの完成、大麻団地などの大規模住宅団地の開発などがあった。

第三期計画は、北海道の特性を生かした高生産性産業を展開するための環境条件と、明るく住みよい北方的地域社会を創出するための環境条件との総合的整備をはかることを基本方針とし、第一は大規模工業基地の建設のような先導的開発事業、第二は中核都市圏の整備と広域生活圏の形成、第三は冬季における産業活動の活発化と快適な生活の確保、第四は北方圏諸国との交流拠点としての配慮である。五〇年現在、この計画は進行中である。

三 諸産業の動向

本道の農家は、自作、専農形態が二〇年代より続き府県農家との違いをみせていたが、四〇年代後半にはいつて総農家数の減少とともに兼業農家比率の増加がめだってきた。三・四〇年代における高度経済成長下の農民層

分解の進展で、近年にいたり下層農および限界地での華家離農が激しく進行したが、一方でそれをうけて土地拡大による富農化の傾向がみられた。土地利用をみれば、牧草地の拡大がいちじるしく、田が四五年から減少に転じた。作付作物はしだいにその作目を整理して商品として有利な作物を選択するようになってきており、いっばう酪農の普及で三〇年から四〇年の間で飼肥料作物の伸びがいちじるしかった。

寒地農業として生産力を発展させる技術体系は、トラクター利用の機械化によって労働生産性を高める方向に進んでいった。多収技術もまたすすみ、とくに化学肥料・農業の多用で効果をあげたが、しかし、土地の有機質不足、農薬公害は批判の対象となった。また農家経済の実態は、農業所得で家計を充足する力は強まらず、農産物の低価格と高生産費の問題がつねに農民から訴えられていた。

戦後になってもやはり冷害を克服する絶対的な技術はなく、二〇年いらい、二八、二九、三一、三九、四六年と被害をうけた。これを契機として寒冷地農業振興対策が各方面からだされ、三四年には、「北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法」が制定され、本格的な営農改善事業が開始された。

「新農山漁村建設総合対策」が三〇年に発表され、これが目標とした自立経営の達成は、つぎの基本法農政に継承されていった。「農業基本法」は三六年六月に成立し、主要な施策の一つである構造改善事業がおこなわれたが、経営規模の拡大が困難で、補助金政策となってしまう。そして四五年からはとくに本道に重圧となった米の生産調整（減反）、離農促進などの施策をもちこんだ「総合農政」の推進に移っていった。

畜産部門では二九年に「酪農振興法」が制定されたが、これは酪農振興の基本法といえるものであり、集約酪



森林軌道(留辺蘂)
 <北海道家>

農地を設けることが第一の政策目標であった。ほかに牧野について二五年に「牧野法」が制定され、改良事業をおこなった。酪農振興のために価格安定をはじめ草地改良などの政策が実施され、酪農は多頭数飼育へと発展していった。

鶏はケージ飼育で大型飼育となり、豚も長期的には大幅に増加した。肉牛も飼養が奨励され、発展が期待された。馬産は石油エネルギーによって農耕馬・軌馬が駆逐され、競馬用の軽種

生産が主となり、日高地方を中心に北海道で全国軽種馬の三分の二が飼われるようになった。

道内の国有林・御料林約三三〇万ヘクタールは、昭和二年一月の閣議決定をもとに同年中農林省の所管にはいり、札幌・旭川・北見・帯広・函館の五管林局が設置された。大正中期以降の林政統一問題に結末がつき、殖産論上の道側の主張がここでも一つしりぞけられた。

戦争中に荒廃した森林を回復するため昭和二七年林野庁は「国有林長期生産計画」の編成を始め、それを「国有林生産力増強計画」として三三年度から実施した。その間の二九年二回の風害をうけ、とくに九月二六日の台風一五号によって森林は大損害をうけた。この風倒木の処理と生産力増強計画を柱に、官有林・民有林をとわず、道内各地で大面積の皆伐作業といわゆる一斉造林が始まり、北海道林業はその相貌をいちじるしく変容させた。

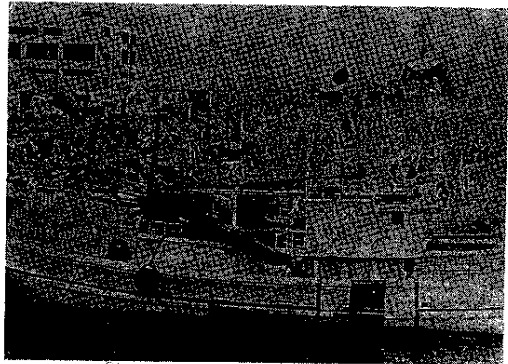
林政は森林資源の維持培養から生産力増強へ大きくふみだしたが、これはおりからの経済拡大にともなう木材

需要の増加にみあうものであった。全国的に木材が不足し、輸入量は急増した。四四年には日本全体で外材依存率が五〇パーセントをこえた。

三二年以降の標茶地方のバイロット・フォレスト計画や風倒木処理過程にみられた林業機械化等を初めとする技術の発展もいちじるしかったが、その反面に大面積の皆伐方式や過度の薬剤使用について生態系への影響が反省され、またチェーンソー導入による林業労働者の白蟻病あるいは騒音障害など、かつて見られなかった問題が生じた。

一方、漁業では、二六年二月、占領軍は日本沿岸漁民の経済的危機を打破するために、五ポイント計画を発表し、主に乱獲を抑制し、沿岸漁業と競合する漁業部門に強い制限をもとめた。政府はこれをうけて二六年に「水産資源保護法」を制定し、つづいて漁業効率のよいことから戦中・戦後を通じて無秩序に急増した小型機船底曳網漁業の減船整理にのりだし、やがてそれは中型機船底曳網漁業におよんだ。

講和条約後には、マッカーサー・ラインも撤廃され、わが国漁業に沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと発展するみちが開かれた。底曳網漁業は減船整理と取締りが強化され、また、沿岸漁業は不振をきわめていたので、底曳網漁業側に譲歩を強請したが、業者は大型化と装備を改善したので生産性をさらに向上させた。三〇年代の高産成長期にはいると、大資本漁業と中小漁業・漁家との階層の格差が生じ、漁業構造改善政策が必要となった。漁業の生産高は、三〇年代後半に戦前水準に達したが、漁獲対象の魚がかわって、二九年以後はすけとうだらと、いかが主体となった。漁船は動力化、大型化ならびに高馬力化し、装備も改良され、漁港も修築された。



函館港を出発する北洋船団 <北海道蔵>

した。浅海養殖漁業経営も増加した。

漁協経営の零細化と貧窮に対応して二六年に「協同組合再建整備法」が制定され、組合の再建がはかられた。

このほか漁業権証券の資金化が漁協財務の健全化に大きく寄与した。三一年に「整備促進法」が制定され、債権利子の減免に関する援助措置が講ぜられた。また組合連合体として、二四年に北海道漁業協同組合連合会(道漁連)ならびに北海道信用漁業協同組合連合会(道信漁連)が発足した。しかし道漁連は経営不振で、二八年に制定され

底曳網漁業は終始規制されたが、北方海域の漁場開発などもあって、漁獲量は飛躍的に上昇した。さけ、ます流網漁業は、北洋漁業が再開されると、非常な発展をとげた。しかし北緯四七度以南の流網漁業も、三〇年には減船、整理された。三一年一月の日ソ国交回復で北洋漁業は三二年より日ソ漁業交渉により運営されることになった。さんま漁業は戦後に発達したが、それは火光利用の棒受網漁法の普及、転換のためであった。ほかにいか釣り漁業、北洋母船式漁業があった。

水産加工生産は食品加工部門が最大の生産量を示したが、経営者は小規模な兼業者(漁業生産者主体)が中心であった。漁業経営者は個人経営に依拠していた。階層別の経営では三三年次調査まで過半数を占めていた無動力船経営が急激に減少し、反面動力船三トン未満層の経営体が激増

た「農林漁業協同組合連合会整備促進法」の適用を受け再建をはからねばならなかった。

鉱工業部門についてみると、石炭業界の情勢は二七年にはいと一変した。一般不況で供給過剰となり、石炭産業は二八年より企業整備に入った。しかも競合エネルギーとして石油、天然ガス、高品位輸入炭があらわれてきた。政府は「石炭鉱業合理化臨時措置法案」(三〇年九月施行)をもって合理化を進めることにし、この専門的実施機関として石炭鉱業整備事業団が一〇月に設立された。ついで三五年には業務拡大のため、石炭鉱業合理化事業団に改組された。合理化の強行により、多数の炭鉱離職者が生じたので、三四年一二月に施行された「炭鉱離職者臨時措置法」で救済が講ぜられた。こうした事態を迎えて炭労は、合理化反対闘争を展開し、さらには石炭政策転換闘争にまで発展した。三七年五月、政府は石炭鉱業調査団を発足させ、解決法の答申を求めた。調査団は六月から九月まで、北海道をはじめ全国の炭鉱を調査し、一〇月に第一次答申をおこなった。三九年八月には第二次の調査団が編成され、九月には本道を調査した。一二月に第二次答申、四一年七月に第三次答申がなされた。道でも石炭対策本部において石炭対策を作成した。

四三年三月には、石炭鉱業審議会の植村会長が三菱、北炭等大手四社首脳を招いて構想を示した。四三年一月には第四次答申が提出されたが、この縮小案には、道内の各方面から反対がなされた。しかし政府の「撤退路線」が明確となつて、大手から廃業、閉山の動きが高まった。第五次石炭対策がさらに四七年六月に答申され、また閉山が続いた。

石炭を再評価する契機を与えたのは、四八年のアラブの石油戦略であった。道内炭の需要が急増したのである。

そこで政府は四九年一〇月審議会に答申を求め、これを五〇年七月に受けて新石炭対策の検討に入った。

本格的な高度成長期にはいると、既成工業地域および域内都市の過密化が進み、三〇年代の中ごろから工場分散化を図る地域開発政策が本格的に展開した。ここで示された拠点開発方式は第二期北海道総合開発計画にも採用された。「低開発地域工業開発促進法」(三六年)と「産炭地域振興臨時措置法」(三六年)も本道での工業化を推進する力となった。「新産業都市建設促進法」(三七年)が大規模な工業地帯の育成をめざして制定され、中小企業の振興対策としても、道の近代化諸政策、「中小企業振興資金助成法」(三一年)の公布などがあつた。

鉄工業の回復は二四年ころからようやくそのきざしをみせ、日鉄輪西、日鋼室蘭の二大工場は二六年の第一次合理化、三〇年から三五年にかけての第二次合理化をへて、いっそう生産設備が拡充された。パルプ・紙は、王子、国策パルプ、十条製紙、本州製紙、大昭和製紙が中心となつて、二七年以降新技術を採用し各種の製品を手がけた。造船は函館ドックが最大で、三〇年代の造船ブームにのつて設備投資をおこない、大型船建造の設備をととのえた。その後も拡充を重ねているが、四八年のオイルショック以後は発注が減少し始めた。

本道の地場産業には、代表的なものとして食料品工業と木材および木製品工業がある。これらはすべて原料指向型産業といえる。食料品工業は三〇年以降工場数は減少したが、従業者数、製造品出荷額とも一貫して増大した。これは企業規模が大きくなり、合理化、近代化が進んだからである。木材・木製品工業においては、工場数は三五年度以降減少がみであったが、従業者数は四五年度は二五年度の約二・五倍、製造品出荷額は約一六倍に激増しており、企業の大規模化がきわめていちじるしかった。

四 経済の拡大と交通・運輸

戦後も必需物資の配給統制がいぜんとして存続していたので、法をくぐる闇市が半ば公然と諸々に立ち、物価は高騰するばかりであった。足りない食糧の救援を占領軍がおこない、総司令部管理下の貿易が開始された。配給機構の整備がなされ、国家管理が強化された。二四年には商品流通が回復し、ドッジ・ラインの強行でヤミ値は下落した。総司令部は重要物資統制の大幅撤廃を指示した。

第一次五か年計画は、第三次産業をより伸長させ、なかでも卸・小売業とサービス業を増大させた。しかしそのもとになった消費支出の増加は、大きく道外に流出した。原料品を移出し、加工品を移入する北海道在来の経済態勢は戦後もかわらなかつたのである。そして三〇年代、四〇年代でもますます、入超現象が拡大していった。本道の輸出品目は、二〇年代から三〇年代にかけてはなお戦前の型で農・林・水産物およびその一次産品を主とし、とくに製材ならびに合板が主位であった。四〇年代になると林産品が低減して鉄鋼材・船舶が花形商品となり、紙製品、機械類が上位品目となった。輸入品は二〇年代には米麦などの食料品を主としていたが、三〇年代には米が低減し、小麦は停滞し、大豆が輸入され、四〇年代前後からは羊肉を主とする鶏肉・牛肉などの肉類

が輸入されるようになった。

四〇年代の道内流通関係を見ると、まず卸売業の規模拡大が進んでおり、道外商社の進出がいちじるしく、自動車や家庭電気業界で系列のメーカー販売会社、小売店をチェーンストア化していくのがめだつた。また、いわゆる総合商社が札幌に支社を設けて本道へ進出してきたのは主として高度成長期の三〇年代のことであった。

いっぽう小売業は、とくに四〇年代にはいり、セルフサービス店が店舗数、売場面積、従業員数、年間販売額で全国比を増し、都市部に集中的に形成された大型店を中心に大きくかわりつつあった。百貨店はスーパーマーケットの拡大に押されて、相互提携、共同仕入れなどの協業化をおこなうようになった。また生活協同組合の大規模化もみられ、農協も三〇年代後半から四〇年代前半まで、農村都市に近代化した店舗を設けるようになった。大規模小売店の規制や中小小売商業の振興策にもかかわらず、このような状況は、一般小売店への圧迫を強めた。

拓銀は戦後道内における唯一の銀行であったが、昭和二五年四月、占領軍の方針に従って創立いらいの特殊銀行から普通銀行へ転換した。一方で、経済復興に要する長期資金を専門に担当する機関として、二七年一月二日本長期信用銀行が設立されて債券発行銀行となり、拓銀は債券発行を打ち切った。

さらに、中小企業者の道内本店銀行設立の強い要望により、二六年三月北海道銀行が新たに設立された。また同年六月の「相互銀行法」の公布により、北洋相互銀行と北海道相互銀行が前身の無尽会社から転換して誕生した。

銀行、相互銀行のほか信用金庫、信用組合といった金融機関の整備と関連して信用力の薄弱な中小企業金融

への資金流通を促進するため、北海道信用保証協会が二四年五月に業務を開始した。

戦後本州に本店を有する銀行が数多く本道に進出して、札幌には全国の中銀行が出そろったといわれる。日本銀行も戦前からの函館、小樽、札幌各支店のほかに戦後になって釧路支店、帯広、旭川各事務所を開設している。さらに経済政策の担い手である政府金融機関としては、復興金融金庫札幌支所(二二年)、日本開発銀行札幌支店(二七年)、中小企業金融金庫札幌支店(三〇年)、国民金融公庫札幌支店(二四年)、住宅金融公庫札幌支所(二五年)、農林漁業金融公庫北海道支店(三三年)が開設された。このほかにも各種公庫が設立されたが、三一年六月設立の北海道開発公庫は、とくに日本開発銀行を補強する形で多種類の開発融資を担当し、翌年事業を拡張して北海道東北開発公庫と改称した。

大蔵省の方針のため、高度成長期に本道本店の新設銀行ないし相互銀行は一行もない。例外的に信託銀行に対しては新設緩和の方針であったため、本道へ進出してきた本州の銀行は、信託銀行と、東京以外を本店とする銀行が主であった。また三〇年代後半から本州本店銀行の支店の北海道離脱の傾向がめだつた。効率的運営を求め、とくに本道経済の中心からはずれた小樽・函館等からの撤収が多かった。なおこの頃になると、逆に地場本店四銀行は、それぞれ本州各地に支店を出すほどに成長しているが、このような札幌を頂点とする地域別の経済・金融の発展格差もひとつの特徴であった。札幌は小樽にかわって道経済の中心都市となった。

二三年一月、「日本国有鉄道法」が公布されて、従来、運輸省が経営にあたっていた国有鉄道は、二四年六月に日本国有鉄道の名称のもとに公共企業体となった。これにともなう運輸省札幌鉄道局は日本国有鉄道札幌鉄

道局とかわった。二七年八月に北海道総支配人が配置されたが、三二年一月には支社制度が採用されて、北海道支社および札幌工務局の設置をみた。四五年には、国鉄道支社と札幌鉄道管理局が合併して北海道総局となった。

二三年度の札幌鉄道局の貨物輸送は計画目標をほぼ達成して、統制輸送から自由輸送に切りかえることができ、三〇年度には回復した。三〇年度には旅客輸送が二〇年度の一・七倍、貨物輸送が一・六倍に達した。三〇年代には、国鉄輸送は客貨ともに伸び悩み、四〇年代には減少に転じた。輸送品目の内容は、三〇年代初頭は石炭を中心とする鉱産物と林産品で七四パーセントをしめた。四五年は工産が二九パーセントにまで高まり、産業構造の変化を反映している。また本州との間を海底でつなぐ青函トンネルが、四六年九月から本工事に着手した。

自動車運送事業が急激な伸長をみせるのは、二七、八年からである。二四年にはじめて自動車用軽油の割当が緩和されて民営バスが活発となり、三〇年代初頭にはほとんどの主要道路にバスが通じて、飽和状態に達したようになり、国鉄の旅客輸送を凌駕した。四〇年にはいると自家用乗用車の激増、モーターゼーションの進展でバス事業の陸上旅客輸送量にしろる比率が低下した。ハイヤー・タクシーの事業は、三八年には総輸送人員が一億人をこえ、四二年には二億人台に達し、大衆の足として定着した。トラック輸送は近年カーフェリーの就航で、ますます長距離化、広域化した。しかし鉄道と自動車用道路がおおむね平行していたため、国鉄は大きな打撃をうけ始めた。

海上輸送は、青函航送量が二七年にはいちじるしく伸びたが、その後は緩慢であった。内航海運の回復は立ちおくれ、三一年にいたってようやく戦前水準をこえ、三〇年代、四〇年代といちじるしくのびた。海運の近代化

につれて三〇年代になると、輸送コストの引下げをねらいとした専用船が拡大発展し、その多様化がすすんだ。四五年からは長距離フェリーの時代をむかえた。補助航路は、二七年七月「離島航路整備法」が制定されて、なんとか安定した。

二六年一〇月二六日、東京・札幌間に定期航空路がひらかれて日本航空の一番機「もく星号」が千歳につき、本道航空機時代の幕開けとなった。その後飛行機は大型、高速化し、三六年に就航の純ジェット機（ターボジェット機）は一時間二〇分で札幌・東京間を運航するようになり、利用客は、四六年には札幌・首都圏輸送において、国鉄が六五万人であったのにたいして、飛行機は二五二万人にのぼった。航空機時代が出現したのである。

五 全道労協結成以後の労働運動

二五年七月日本労働組合総評議会（総評）が結成された。産別会議主導のもとに展開されてきた戦後労働運動は、朝鮮戦争を背景とする占領軍の圧迫とレッド・パージの嵐のなかでここに大きく方向転換をとげることになった。本道でも、民主化同盟（民同）系と中立労組の戦線統一運動がおこり、北労会議がまったく凋落するなかで複雑な経過をたどり、二五年一二月全北海道労働組合協議会（全道労協）が結成された。加盟組合員は一六万〇四九三人

であった。全道労協は、総評傘下組合の全道的結集をめざす地域組織であったが、翌年一月農民同盟が労農提携を申し入れ、やがて北労会議にかわって、北海道における労働運動の中心的役割をはたすようになっていった。朝鮮戦争にたいして総評は、当初反戦運動には立ち上がらなかったが、経済闘争の限界をみとめ、アメリカの戦略に組みこまれていくことへの危機意識の高まりなどから、二六年二月の第二回大会で「再軍備反対、全面講和、中立堅持、軍事基地反対」の平和四原則にふみきった。このことは政治闘争目標をかかげて占領軍への全面抵抗を宣言したことであり、「ニワトリからアヒル」へ転換をとげたものといわれた。講和条約が発効した二七年四月から六月まで総評は、「破防法」制定と講和にともなう労働法規改訂に反対して戦後最大規模となった政治スト（労働スト）を決行した。

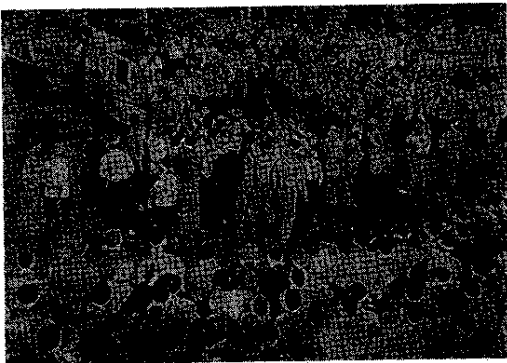
二七年一月、総評は「賃金綱領」を発表し、二八年から「ベース賃金打破」の要求を「一律プラス・アルファ」の形に定式化した。このような動きにそった二七年秋の賃金闘争で、電産は電源ストを含む一〇波以上のストを、炭労は一〇月から六三日という歴史的な長期ストを決行した。二八年八月、各炭鉱と同じく三井鉱山でも人員整理を発表されたので、三鉱連争議が開始された。この争議は、総評二八年秋闘の三支柱の一柱で、道内三山（砂川、美唄、芦別）では、「家族ぐるみ、町ぐるみ」の闘争を推進し、この「英雄なき闘争」は一三日も続き、会社側は白紙撤回を回答せざるをえなかった。このあと、総評を政治的偏向だとする組合が、二八年二月民労連を結成し、二九年四月には全日本労働組合会議（全労会議、三七年総同盟と合併して同盟会議となり、その後同盟と改名）が発足した。本道ではこの中央情勢をうけて、二八年九月に道民労連を結成、二九年七月全労道地方会議を結成

して、全道労協とは異なる立場で運動を推進することになった。

朝鮮戦争が二八年六月に休戦となり、二九年末まで深刻な戦後反動不況にみまわれた。本道では「デフレ不況下の典型的争議」として、当時戦後最長の一九三日におよぶ解雇反対の日鋼室蘭製作所争議が発生した。このとき第二組合が結成されて全労会議が支持し、その後第一組合は吸収された。

これまでの「ぐるみ」闘争が資本の攻勢に屈し、解雇闘争も多くは敗北におわったことから、新しい闘争方式として春闘方式が発足した。三一年を境に中小企業の組合結成と活動がとみに活発化した。それは地区労組織の拡充とともに、三〇年代本道労働運動の大きな特徴であり、躍進期にはいった全道労協の力強い動きでもあった。

三〇年五月からの砂川闘争を中心に、全国各地で軍事基地反対闘争が始まった。北海道では、一月に恵庭のオネスト・ジョン試射反対闘争があった。三〇年代前半の労働運動すなわち春闘体制が定着していく三六年ころまでの数年は砂川基地、勤務評定、「警職法」から「六〇年安保改訂」にいたる政治攻勢と、王子争議から三池争議にいたる資本攻勢が重なりあって進展していった。王子争議では、日鋼争議と同様に第二組合（王子新労）が結成され、全労会議が支援する形態



王子ストで対峙する第1組合と第2組合
 <北海道新聞社蔵>



安保反対デモ (札幌) <北海道新聞社蔵>

となった。七月一八日の無期限スト突入から一四五日におよんだ争議は、第一組合に有利な情勢でいちおう終結したが、その後会社の庄迫などにより、第一組合は脱退者が相つぎ絶えずれとなった。

安保闘争は首都圏を中心に全国へ拡大し、わが国社会運動史上最高の内発的性質をもつ大政治闘争であった。北海道では、総評系労組を中心として、全国最初に、しかも中央国民会議より二日早い三四年三月二六日、「安保体制打破道民会議」が結成された。頂点となった六月一九日までの最高三万五〇〇〇人の連日抗議集会は空前の記録であった。

農民運動では三六年九月、道農民同盟は、北見地区農連協と十勝農民連合を合して発展的に解消し、全北海道農民連盟が発足した。同日に「農畜産物価格安定を要求する全道農民大会」を開き、畑作農産物の価格安定と米のなしくずし統制撤廃の反対を決議し、年金実現闘争へ向かった。四〇年一〇月には、宗谷・網走管内で史上最初の牛乳出荷ストと搬入阻止をおこない、酪農闘争は大きく高まった。

さらに昭和四〇年代にはいと、総評のベトナム反戦統一ストライキがおこなわれ、全国の反戦運動が、羽田・佐世保・成田空港闘争へと高まっていったとき、四三年六月これに呼応して本道独自でおこなわれたのが長沼ミサイル基地反対闘争であった。

四六年夏のニクソン・ドル防衛の衝撃と、そこから立ち直り列島改造景気が過熱していく局面に立った総評系労働運動は、「生命と暮しを守る」生活闘争へ質的転換をとげ、物価・減税・過疎・社会保障要求を前面に押し出して、全国的な反公害住民運動の高まりを背景に、地域共闘を意欲的に展開した。本道の住民抵抗の第一歩は北電伊達火力発電所の建設反対運動から開始された。

米価の低位、酪農危機、米の減反政策で、農民の危機意識が深まり、四九年三月、これまでの二大農民組織である全北海道農民連盟と北海道農民連合が統一して北海道農民連盟が結成された。その綱領で「他のいかなるものからも支配と拘束を受けない農民の意思に基づく大衆組織」を第一にあげた。そして、労農共闘の組織づくりとその強化発展をはかった。

六 社会福祉の推進

昭和二七年の景気下降で国民の生活不安が増し、各地で社会福祉要求の社会的活動が出現した。北海道身体障害者福祉協会が全道大会（二六年から）を開催し、二九年二月総評・全日自労などが「社会保障を守る会」を結成したのが全国に波及し、四月には社会保障を守る全道民大会が開かれた。同年二月に第一回里親・職親を求

める運動が実施され、一二月には全国里親連合会が結成された。青少年問題では、千歳市のいわゆる基地の様相から、青少年非行問題が頻発したので、地域世論をうけて二九年に専任カウンセラーが配置された。二七年度の道予算編成にあたって、第一に福祉増進をうらみだし、それに応じて北海道新生活建設運動委員会が結成された。

昭和三〇年以降の高度経済成長期に入ると、各階層の格差、低所得層の問題が明らかになってきて、社会保障全体にたいする国民的要求運動が、しだいに盛りあがった。三五年の安条約改訂を機に、さらに福祉国家への志向が顕著になってきた。これは「国民健康保険法」、「国民年金法」の制定に示されている。

三三年三月、政府は市町村による実施を義務づけ、療養の給付期間を三年とするなどを骨子とする新国民健康保険法案を提出し、同年二月公布、翌年一月から施行することとなった。かくして三六年四月ようやく国民皆保険の体制が実現した。年金制度については、新「厚生年金保険法」が成立したのは二九年五月であった。ところが、この全面改正と前後して、特定職域を単位とするグループが厚生年金保険から離脱して共済組合をつくった。三五年一月無拠出制の福祉年金、三六年四月拠出制国民年金が実施され、ここに国民皆年金が確立した。

昭和四〇年代、とくにその後半以降は、高度経済成長に盲進した時代から、ようやく人間本来の姿を反省し始めた時期といえよう。とくに産業公害が全国各地に発生したので、生活環境整備に力が入れられてきた。四二年四月富山県の奇病「イタイイタイ病」が鉱業廃水によると発表され、同年八月「公害対策基本法」が公布された。四三年九月厚生省は熊本県等に発生した水俣病を公害病と認定、一〇月には米糠油中毒患者が西日本方面に大量に発生し、それぞれ裁判問題となった。

北海道でもすでに昭和三八年公害課および北海道公害対策審議会を設置し、いご種々の公害対策にのり出した。また自然環境の保全については、四八年一月に「北海道自然環境保全条例」が制定された。

病院の総数は四八年には五〇〇となり、二〇年(二五六)の約二倍に達し、また一般診療所は八五七から三倍以上の二七一一にふえ、医師は一七六〇人から六六三一人と四倍近くになった。北海道における医師の養成機関としては、国立旭川医科大学が四八年度に新設されて、北大、札幌医大と共に三校となった。歯科医師の養成機関は四二年度に北大歯学部が設置され、薬剤師の養成機関として二九年度に北大医学部薬学科が発足し、四〇年度に薬学部が拡充された。私立の場合は、四九年度に北海道薬科大学と東日本学園大学薬学部の二校が開校した。

なお北海道では無医地区が解消されず、四八年には、これらの地区に居住している人口は一〇万八千七五五人(全道対比二・二%)、一一五町村(同五四・二%)におよんでいる。

衛生行政の基礎を与える研究機関としては、新たに札幌市立衛生研究所が三七年に設立された。保健所は五〇年に五五となったが、その活動対象地域はきわめて広大で、本州の一府県に相当するところもある有様だった。

近年とくに問題となっている精神衛生対策では、二五年五月に「精神衛生法」が制定された。そして終戦時に全道で六院あった病院が五〇年三月には一一一院をかぞえるにいたった。精神に関する総合センターとして、四三年に北海道立精神衛生センターが設置された。

七 教育の転換

講和条約締結ころから、国の教育行政は、中央集権、管理体制強化の傾向にあった。三一年六月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(地教行法) いわゆる改正教育委員会法が公布されてその路線が明確となり、教職員組合等との対立も激しくなった。この改正にもとづいた道教育委員の任命は、知事の選定した委員が道議会で否決され、一時空白を生じた。地教委の場合も、混乱の生じたところがあった。

その後の教育行政でおこなわれた勤務評定、校長・教頭の管理職手当支給、学習指導要領の改訂、全国一斉学力テストなどは、いずれも教職員組合との衝突をまぬがれ難かった。しかも、結果として北海道がもっとも文部省の意に添わない実施状況の地方の一つとなって注目された。

三三年改定の小中学校「学習指導要領」は、当初教員の支持は少なく、三三年九月から実施する予定であった特設「道徳」の実施状況は低率であったが、三八年以降は急速に実施された。

また「小さな学校」(へき地校・単級複式校)もいぜんとして高い率を保っていた。二九年六月に「へき地教育振興法」が制定され、さらに三七年から中学校寄宿舎補助がおこなわれて、へき地学校の教育条件緩和に役だった。

しかし小規模校では、その向上も限度があり、三一年に中央教育審議会が単級統合促進の答申をおこない、本道では三〇年代後半から本格化した。このほか特殊教育のための教育施設も整って、盲聾者の就学率は六〇パーセントをこえた。

高等学校教育課程の特徴の一つは、広範な選択教科制であったが、三一年に廃止され、ついで三五年には、道徳教育の強化、基礎学力の向上、科学技術教育の充実等をもりこんだ要領が告示され、三八年度から実施された。高校進学率は上昇し、市部は三六年に七〇パーセントをこえて実質は準義務化してきた。三七年からは受験生が激増したため、各種の急増対策が講ぜられた。学区は小学区制が実施されてきたが、四〇年五月道教委は公立高等学校の通学区を八学区とし、大学区制の方針を発表した。

大学は三〇年代の後半からは私立を主体に大学の設置があいついだ。国立大学としては、三五年度に北見工業短期大学が開学し、四一年度には四年制の北見工業大学となった。学部増設は北大が四〇年度に薬学部、四二年度に歯学部を設置した。北海道学芸大学は、四一年度からは北海道教育大学と名称を変更し、また三五年度から四三年度までに、四年制の私立大学としては、酪農学園大学、藤女子大学、北星学園大学、函館大学、北海道工業大学、札幌大学、札幌商科大学、北日本大学などが設立された。さらに三六年度に高等専門学校制度が制定され、翌年度以降、旭川・函館・苫小牧・釧路に各工業高等専門学校が設立された。

戦後四雄(道庁・社会教育法)が改正され、社会教育委員の必置を定めたほかに社会教育団体にたいする補助金の禁止(除く)が撤廃され、社会教育委員の増加が青年学級は漸減し、四一年に北海道商工青年学園の開設が三五年に北

北海道婦人団体連絡協議会の結成などがみられる。青少年教育施設の整備が進み、集団宿泊訓練の場として「青年の家」が設置された。図書館、博物館も増加し、道立図書館が江別市に移転新築された。

教育研究団体としては、各教科別の組織が北海道教科別教育研究協議会を結成して研究活動を進めてきたが、このほか三六六年に北海道民間教育研究団体連絡協議会が結成された。さらに教育研究所の連合体として全道教育研究連盟も結成されている。北教組の教育研究大会への道教委の後援は、三六年から取り消された。

八 生活と文化

道民生活を支えている生業、職業のなかで、全就業者の過半数を占めているのが第三次産業で、第一次産業がもつとも少ない。したがって事務、技術、管理といったホワイトカラー層が増加し、婦人の各職業への進出がめだっている。収入も高度成長期に高まり、一人当りの所得額が三五年から四五年へかけて二倍となった。全国水準では、関東、近畿、東海の三地域と北陸につぐ位置にある。都市と農漁村の格差は縮小しつつあるが、開きはなお歴然としている。

消費水準の回復、向上を全国的にみると、都市では二九年、農村は二六年に戦前水準に達し、さらに三〇年から四〇年までの一〇年間に六三・四パーセントの上昇をみせた。北海道の消費水準は、全国平均にくらべ若干低く、所得の消費性向は、全国に比して高い。

食生活の変化がめざましかった三〇年代には、穀類消費が減少して肉・卵・牛乳のような蛋白質食糧がふえ、洋風化、近代化がめだったが、全国平均より比率はかなり低い。

二四、五年の食の時代にたいし二六く三三年は衣の時代といわれている。特色として毛・綿の天然繊維にかわって合成繊維、化学繊維が発達した。冬期の服装は北海道独特のものであったが、このころになると、東京とかわらないものになりつつあった。

衣のつぎは、住の時代に入った。戦後国民生活、ことに道民生活の回復過程でいちばん遅れたのが住生活である。住宅の所有関係についてみると、持家の比率は全国より大幅に低かった。防寒を考慮して、モルタル住宅が普及し、さらにブロック、コンクリート建てもふえてきた。燃料でとくに注目すべきは、四〇年で石炭がまったく石油にとってかわられたことである。厨房用燃料器具も、石油コンロが四〇年代に姿を消し、ガス器具に転換した。

こうして生活が一般に豊かになってきた中で、四一年に第一一回冬季オリンピック大会の開催が札幌市ときまじり、四七年二月に約一〇日間にわたり、札幌とその周辺で開催された。札幌オリンピックは昭和一三年のIOC総会で第五回大会を開くことが内定したが、日中戦争のため返上したいきさつがあり、三〇年以上たってようやく宿願をはたしたことになった。そのために、種々の施設が新設され、ことに中心となった札幌市は、これを境

に急激に発展した。

また生活が向上するにしたがって観光もさかんととなり、三〇年代に入ると観光も大衆化時代をむかえ、その中で未開発観光地としての北海道がブームをよんだ。そして第二期北海道総合開発計画では観光開発計画がとり入れられ、さらに冬期観光にも力が注がれ、この結果、三三年のべ一三〇〇万人だった観光客が、五〇年には七二四四万人に増加した。

昭和三〇年代後半からの経済高度成長は人口の都市集中をもたらしたが、札幌市の場合、昭和二二年の二六万人が五〇年には一二四万人と激増した。これにもなつて農家の挙家離農が多く出たが、本道の離農率は全国一で、元来人口密度の低い本道農村ではとくに生産・生活・文化の体系の維持を困難ならしめる重大な問題が累積した。これに対して四五年制定の「過疎地域対策緊急措置法」を基本とした対策が講ぜられたが、本道では同法による指定市町村が四九年四月で一三九(六五・六%)に達した。

またやはり高度成長にともなう都市化・工業化などによって大気汚染、水質汚濁、騒音振動などの「公害」が大きな問題となったが、本道では共和村水田のカドミウム汚染、栗山町の六価クロム汚染がとくに顕著な現象であった。

戦後まもなく、勤労者文化運動が高揚したが、労働文化の向上をはかる目的で二八年に財団法人北海道文化協会が設立され、教育事業のほか労働文化祭地区大会の市町村との共催、後援などをおこなった。そして三七年には北海道労働協会に改組された。

文芸活動のなかでは、四一年一〇月に北海道文化団体協議会等の主催で「北海道文学展」が開催されたのを契機として、「北海道文学館」が設立された。美術関係では、三三年北海道美術家協議会が発足し、美術館の建設運動を展開した。四二年九月には北海道立美術館が開館された。

文化団体協議会としては、三三年六月に北海道文化団体協議会が設立され、各ジャンルでの発表を主催し始めた。また道内では札幌・函館・小樽・釧路・旭川・北見にも同様の組織が発足した。

新聞報道関係の動きで東京三紙の現地印刷が始まり、読売と毎日が三四年五月、朝日は六月に印刷発行した。放送界は、NHK札幌中央放送局で三一年一二月にテレビ放送を開始し、三九年にはテレビのカラー放送時代に入った。民放では北海道で二番めの札幌テレビ放送が三三年に会社を創立し、三四年四月からテレビ本放送を始め、三七年には札幌局がラジオ放送も開始した。UHF(極超短波)によるテレビ放送が四二年一〇月に、北海道テレビ放送(HTB)が予備免許の申請をおこない、同年一一月に許可された。